

平成24年度 第4回江別市自治基本条例検討委員会

<次 第>

日 時 : 平成24年11月14日(水) 9時30分から
場 所 : 江別市民会館 21号室

1. 開 会
2. 各章・各条項の現状評価と課題について
 - (1) 第5章「行政運営」
 - (2) 第6章「情報共有の推進」
3. その他
4. 閉 会

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>前文</p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p>		<p>※赤字→検討委員会での検討項目</p> <p>条例制定時：付帯意見 1 条例前文における江別市の歴史的な成り立ちについて市民周知を図るに当たっては、アイヌ民族をはじめ、北越植民社の方々など、屯田兵以外の先人が果たした役割・功績についても、逐条解説に盛り込むなど、十分に理解が得られるよう配慮されたい。また、条例第29条の規定に基づき、今後、条例の規定について見直しを行う際には、これらの点を考慮した条例前文の改正も含め、鋭意検討されたい。</p> <p>条例制定時：議会での意見 ・野幌原始林を想像させる表現が弱く、自然林の豊かさを示す表現を検討する必要があるのではないか。</p> <p>条例制定時：議会での意見 ・住民投票条例、住民参加条例、議会基本条例などの具体化を早期に制定するスケジュールを希望。</p> <p>制定後 ①関連条例の策定 ◆H24年6月 ●自治基本条例検討委員会の議論結果を踏まえ、関連条例の制定について検討。 ・住民投票は、国の議論経過を踏まえる必要がある。</p> <p>②条例の啓発活動について ◆H22年9月 ・市民に対しては、えべつコラボニュース特別号を広報に折り込み配布したほか、講演会を開催。職員に対しては、普及・啓発はもとより、パブリックコメントや市民参加の促進など条例が求める理念や行政手法について徹底を図る。</p> <p>条例制定時：議会での意見 ・市民の定義を細分化すべきであり、解説において記載することを求める。</p>	<p>・もっと簡潔にわかりやすいものにしてほしい。 ・全ての項目において「努め・・・」が多用されている。結果の判定が困難なので可能な限り使用しないこと。 ・条例の全市民の認識を高め、よく理解できるような方法等を検討してほしい。 ・条文・解説はわかりやすく。 ・市はこの条例に対して何ができるか提示し、市民はこの条例に沿って何が出来るか、地域のために何が出来るか検討し実行に向けていく。 ・条文としての体裁は良いが、推進の具体策を展開させてほしい。</p>	<p>○：条文として改正の必要あり △：運用の見直し ▲：具体的な提案</p> <p>全体市民が身近に感じるための条文または解説の見直しが必要である。</p> <p>全体条例自体の認知度が低い。</p> <p>全体職員の認知度の向上も必要。</p> <p>全体より分かりやすく、具体的な解説の検討が必要。</p> <p>全体情報発信の手法として、インターネットは高齢者が使用できない場合が多いので、その他の有用な手法が必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p> <p>(市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p> <p>(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p>		<p>条例制定時：議会での意見 ・「信託」という言葉が、市民と市の関係について適切かどうか研究すべき課題である。</p> <p>制定後 ①基本原則を推し進めるための具体的な施策の実施について。 ◆H22年9月 ・積極的な普及啓発のほか、予算編成過程に市民の声を反映する仕組みの導入やパブリックコメント要綱を制定した。また、情報提供の手段として定例記者会見の再開、携帯電話での市政情報の提供や市議会常任委員会へ提出した資料の閲覧・複写など、様々な場面で市民への情報提供や市民参加・市民協働の促進に努めてきた。</p> <p>制定後 ①他の条例等の整合性について ◆H22年3月 ◆H24年6月 ・条例制定以降は、自治基本条例の趣旨に基づき市政執行方針、予算編成方針や計画等の策定を行っている。 ・市民意見募集や出前講座、行政評価外部評価などにも取り組んでいる。 ・条例等の制定、改正の際にも条例の趣旨に基づいて整合性が図られている。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第2章 市民</p> <p>(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする</p>	<p>・まちづくりアンケート調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出 (H22年度 案件6件 17人 34件 H23年度 案件8件 44人 135件) →条例等 ・江別市パブリックコメント手続要綱</p> <p>・出前講座の利用による情報の取得 (H23年度 68メニュー 32回 1,230人 他防災関連 77回 4,295人 H24年度 74メニュー) →条例等 ・江別市出前講座実施要綱</p> <p>・防災訓練や避難所運営訓練等への参加</p> <p>・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結 (H20)</p>	<p>条例制定時：議会での意見 ・市民の権利が極めて漠然としたものとなってしまった。具体的に規定することが大事。</p>	<p>・自分の意見が反映されて豊かなまちになるのが理想。 ・市民が積極的にまちづくりに参加し、地元をもっと誇れるような環境を整えてほしい。</p> <p>・市の公開する情報は生活にとって必要となるものが多く、市民の生活に密着していると思うので、重点的に検討できたら良いと思う。 ・市政情報を知る手法や意見を表明し、提案する手法について具体的な例示が必要。</p> <p>・市民の責任ある声を広く集めた結果、反映された事例のPR活動を検討してほしい。 ・市民の責務、自治体に協力しなければならないことなどを各家庭まで浸透させる必要があるのではないかと。 ・個々の市民自らが考えて行動できるような方向にもっていく必要がある。 ・市民に対してのみ、「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という強制的表現をするのが納得できない。</p> <p>・個人事業者にも、江別市民であるとの自覚を促す方策をとってもらいたい。</p>	<p>第2章4大学があることが市の大きな特徴となっているため、条文あるいは解説にあえて「大学生」という表現を加え、より多くの大学生のまちづくりへの参加を図る。</p> <p>第2章各条文の解説とは別に、この条例内で学生はどのように位置づけされているか、どの条文に関係するのかということを経済的にまとめる解説やPR冊子を作成する必要があり、それを作成することにより市職員の条例への再認識も図られる。(対象は学生だけに限らず)</p> <p>第2章条例で規定されている住民以外の市民に市民であることをよりPRし、まちづくりの担い手であること、また条例自体の内容について、より周知を図る必要がある。</p> <p>第7条第3項市民協働をどのように進めるのか具体的な手段が見えないと市民は興味を示さなしし、意欲のある市民も諦めてしまうことになる。解説やQ&Aなどで市民に具体的な手段を伝えることが必要である。</p> <p>第7条第3項市と協働でまちづくりを進める具体的なルールの整備が必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性（対応）
<p>第3章 議会及び議員</p> <p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p> <p>第4章 市長及び職員</p> <p>(市長の役割と責務) 第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務) 第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>・議会だよりによる情報提供（S60～） ・議会ホームページの開設（H15～） ・委員会傍聴者に対する資料の提供（閲覧用）（H24 第2回定例会～）</p> <p>・議会内の改革を進める議会基本条例を検討中 ・一般質問における一問一答方式の導入（H24 第2回定例会～）</p> <p>・研修テーマとして新人職員研修、政策形成、政策法務基礎研修の実施</p> <p>・職員への啓発（自治基本条例のDB化・啓発記事掲載） ・職員向け研修会の開催（H21年度 46人）</p>	<p>制定後 ①議会への市民参加が不可欠ではないか。 ◆H23年3月 ・様々な手法により市民が参加しやすい環境づくりに努めることが望ましい。</p> <p>制定後 ①情報共有と市民参加を推進するための職員研修について ◆H22年3月 ◆H23年3月 ・実務的な解説を随時掲載しているほか、各種会議で周知。 ・研修会の開催。 ・職員が常に市民の目線に立ち、仕事に対するやりがいと充実感を維持・向上させる意識を持つことが重要。 ・職員の能力向上に努める。</p>	<p>・議員、委員の発言、理事者側の答弁要旨の公開・縦覧、市民提案事項の検討結果の内容公開・縦覧等の検討。</p> <p>・自治会の活用によって、議員数を1/3程度に減らすことを提案する。江別市全体を見れる議員（地区ではなく）がいて、予算の執行が適切かが見ればそれで良い。</p> <p>・市民の意見を吸い上げ、議論し、まちづくりをするためには、市民が市政に参加する仕組みをわかりやすく情報提供することが必要。</p> <p>・市長の公約に対して、各部署の推進や達成状況を市民に知らせるような条文を作ってほしい。</p>	<p>第3章議員や議会の活動が見えないので、より多くの情報発信が必要である。</p> <p>第3章現在検討中の議会基本条例との文言の整合性を図る必要がある。</p> <p>第10条地域との活発な情報共有の場が必要。また、その場へ参加できることについての情報提供もより積極的に行う必要がある。</p> <p>第4章市長や職員自身もより条例の理解を深め、実際の行政運営や職務にあたる必要があることを解説に盛り込む必要がある。</p> <p>第4章あらためて職員も市民であることを意識させる必要がある。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)				
<p>第5章 行政運営</p> <p>(総合計画) 第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(財政運営) 第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p> <p>(行政評価) 第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出の市民委員40名による新計画の内容を検討 →条例等 ・えべつみらい市民会議設置要綱 ・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～) <table border="1" data-bbox="664 840 1178 924"> <tr> <td>H22年度</td> <td>回答率 36.4%</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>回答率 30.8%</td> </tr> </table> ・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～) ・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～) ・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から) ・施策及び事務事業の評価を実施し、公表(H16～) ・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～) →条例等 ・行政改革推進計画 ・江別市行政評価外部評価委員会設置要綱 	H22年度	回答率 36.4%	H24年度	回答率 30.8%		<ul style="list-style-type: none"> ・市長等と議員等との役割や責任分担等がわからない。 ・市民には多様な分野で活躍されている方も多いため、課長や係長などの担当者と同じ年齢の市民がフランクに(喧々譁々ではなく)話し合える場があってもいいと思う。お互いの立場を尊重し合って知恵を出し合うことは、距離感が縮まり市役所が近くなる。 ・必要に応じてではなく、常に見直しを検討し、対応を速くすることが大事。 ・効果的かつ効率的な行政運営を行うため計画(Plan)、実行(Do)、評価(See)のSeeの部分をCheck(点検)の方がより真剣さが伝わる。その後、Act(改善)して、計画を立てるというサイクルだと、より民意が反映できるのではないか。 		
H22年度	回答率 36.4%								
H24年度	回答率 30.8%								

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続) 第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策法務基礎研修を実施 ・防災訓練や避難所運営訓練等の実施 ・災害対応物品の整備 →条例等 ・地域防災計画 ・応急給水訓練の実施 →条例等 ・水道維持管理指針 ・北海道下水道対策会議への参加 →条例等 ・北海道下水道災害会議設置要綱 ・行政手続条例に規定(H10年施行) →条例等 ・江別市行政手続条例 ・内部通報及び外部通報受付窓口を設置(H20～) →条例等 ・江別市職員等からの公益通報に関する要綱 ・江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱 		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨で浸水しやすい土地や大きな工場が地震などで大きな被害を受けた場合の市民への健康被害など、江別市についての情報がもっとほしい。 ・講演会やイベントの実施。 ・避難訓練などで、自治会等へ具体的な要領を示す。 ・冬の災害対策という面からも、左右両方の歩道の除雪を行ってほしい。 ・大雪、集中豪雨が懸念される状況にある市民を守るという観点から、さらに防災意識の向上を図るべきである。 ・障がいのある方や高齢者に対する対策。 		

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第6章 情報共有の推進</p> <p>(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。 2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。 3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(情報公開) 第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・江別市公式 HP の改修・充実 (H22・H23)、携帯電話サイト運用開始 (H22～) ・広報えべつ の発行 ・出前講座などによる情報提供 →条例等 ・江別市出前講座実施要綱</p> <p>・リーフレットやパンフレットの発行 ・市民が傍聴できる会議等を HP で公表</p> <p>・情報公開条例に規定 (H8 年施行)、運用 ・H22 年度 23 件 ・H23 年度 19 件 →条例等 ・江別市情報公開条例</p> <p>・審議会等に関する会議の公開</p> <p>・個人情報保護条例 (H14 年施行) →条例等 ・江別市個人情報保護条例</p> <p>・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取扱いなどを注意啓発 →条例等 ・情報セキュリティ基本方針 ・情報セキュリティ対策基準</p>	<p>制定後 ①情報提供、共有に係る審議会等の資料配布について ◆H22 年 9 月 ・平成 21 年 7 月に標準的な取扱いを定めた。今後とも庁内に周知徹底を図るとともにさらなる充実に努める。</p>	<p>・自治会を通してわかりやすく、見やすい広報を希望する。</p> <p>・「江別市情報公開条例」は、あまりにも複雑でわかりづらい。わかりやすく、市民に馴染むように第 22 条で定めてほしい。 ・請求の仕方の簡素化を望む。</p>		

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)				
<p>第7章 市民参加・協働の推進</p> <p>(市民参加の推進) 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント手続要綱の制定・運用 (H22～) →条例等 江別市パブリックコメント手続要綱 付属機関等における公募委員の導入 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>H23年度</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>12.2%</td> </tr> </table> アンケートの実施 市民説明会の実施 市民参加による公園づくり事業 (H15～) 	H23年度	12.5%	H24年度	12.2%	<p>条例制定時：付帯意見 2 条例第24条第5項に規定する市民参加に関する条例の制定に向け、可及的速やかに全庁的な要綱づくりなどを進められたい。</p> <p>制定後 ①市民参加条例の制定について ◆H21年9月 ◆H22年3月 ◆H23年3月 ◆H23年12月 ・自治基本条例制定をPRし、認識していただくことが重要。 ・関連条例や仕組みづくり、市民意見の反映についての検討。 ・市民の機運や意識の高まりを見極めながら検討。 ●条例を検証する中で、方向性を明らかにしたい。</p> <p>②市民参加の手法について ◆H22年3月 ◆H22年9月 ◆H23年3月 ◆H23年6月 ・パブリックコメント要綱の策定。 ・市民委員の公募に際して、無作為抽出の手法を導入している自治体の実態把握に努めるなどの研究。 ●検証作業をする中で、市民参加しやすい手法を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見が反映され、他の市町村から見ても魅力ある町にし、新しい世代が住みやすい街にしてほしい。 市民参加を拡大するために、もっとPRが必要。 各種委員会の委員を一定定数立候補、推薦制度を設け、選任に当たっては、選任委員会を設け選任する等はいかがか。 広い意見をどんなルールで反映させるかについて深く検討してほしい。どんな意見があり、どういう考えで一つの意見にまとめるのが重要で、そのプロセスを市民が理解しやすいように発信し、その後、具体的に市政がどう動いたのかを示す必要がある。 <p>～見直してほしい点～ ・条文に関しての疑問点や見直してほしい点は、特にない。</p> <p>文言の整理について ・あやふやな表現が多い。 ・方法が記されていないため、具体化しづらい。 ・もっとわかりやすく理解の出来る言葉を使ってほしい。</p> <p>条例・仕組み・手法 ・条例を具体化するための規則や細則など、仕組みづくりが必要。 ・「別に条例で定める」がない。 ・理念は申し分ないが、具体的にどう進めていくかわからない。 ・市民参加の方法を広く周知する。 ・市が直接個人と対話するような方策が必要。 ・学生に江別を知ってもらう機会を増やす。 ・学生からの要望・意見を発表させる機会を設ける。 ・個人あるいは団体に支援をすることにより、良い意見がでるのではないか。</p> <p>条文の追加 ・第3項に「地域」を加える。 ・第3項に「職業」を加える。 ・説明文でも良いが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する。 ・市民参加の必要事項や市民意見の反映など、具体的な方法を条例に定める。</p>	<p>第7章市民はすでに自治会活動等で市民参加や市民協働を行っているが、それが自治基本条例に基づいて行われている活動だという認識はない。何か情報発信するたびに条文についての一口メモなどを記載するなど、こまめで継続的な条例のアピールが必要である。</p> <p>第7章市民参加条例、市民協働条例について条例化すべきかどうかの検討を進め、条例化すべきという提言をするならば盛り込むべき一定の内容を検討する必要がある。</p> <p>第7章条例に基づいた様々な取り組みはあるのだが、情報提供が不十分であるため、市民参加が浸透していない。</p> <p>第24条パブリックコメント制度や出前講座などの情報共有の手段を市から積極的にPRする必要がある。</p> <p>第24条第2項パブリックコメント制度の意見提出の方法について、より意見を出しやすい仕組みの検討が必要である。</p>	
H23年度	12.5%								
H24年度	12.2%								

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性（対応）
<p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第8章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動への支援 江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業 <p>〔 協働事例 H22：127件 H23：139件 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり活動支援事業 <p>〔 実施事業件数 H22：5団体 H23：5団体 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動活性化促進事業 <p>〔 実施件数 H22：3件 H23：3件 〕</p>	<p>制定後</p> <p>①市民の活動を広げ、サポートしていく方針について</p> <p>◆H22年3月</p> <p>◆H22年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発を行う。 参加しやすい環境づくり。 江別市民活動センターとの連携の下で、市民のまちづくりへの取り組みをサポートする。 既存支援事業の拡大など、主体的な取り組みをしようとする団体の支援。 自治会をはじめとした市民団体や市民活動団体へ運営面で支援するほか、情報提供や研修会など様々な支援により市民活動の拡大と活性化を図りたい。 <p>②取り組みの検証と課題について</p> <p>◆H22年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内での情報と認識の共有化。 平成14年度に指摘された課題は大きく改善され、日々検証を行いながら取り組みを進めていく。 <p>③協働条例について</p> <p>◆H22年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例や協働のまちづくりの取り組みを評価・点検していくとともに、地域主権改革の動向にも注視しながら、制定時期などについて検討。 <p>条例制定時：議会での意見</p> <p>①常設型の住民投票の手法を盛り込むことを模索すべき。</p> <p>②それぞれの事案に応じて規定することは評価する。他の自治体の先進事例や問題点を研究し、在り方を検討すべき。</p> <p>制定後</p> <p>①住民投票の拡充について</p> <p>◆H23年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 二元代表制を基本としつつ、市民生活に重大な影響が及ぶ施策は、市民の声を直接確認する手段が必要。 法が改正された場合は、整合性を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 江別には優位な人材がたくさんいる。隠れた人材を発掘し、登録・活用する制度を検討してほしい。出前講座講師として等、活用法はいろいろあるかと思う。 <ul style="list-style-type: none"> 市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある事案について、住民投票で広く市民の声を聞くべきである。 想定される市政に関する重要事項について記述してはかがか。例えば、市町村合併・大規模な企業などの誘致等は住民投票の必須施策とする。 		

検討委員会での意見集約結果(第3回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第11章 条例の見直し</p> <p>(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<p>・自治基本条例検討委員会において検証 →条例等 ・江別市自治基本条例検討委員会設置要綱</p>	<p>制定後 ①条例の所期の目的を達成しているかどうかの確認について。 ◆H24年6月 ・自治基本条例検討委員会の設置。 ・無作為抽出による市民アンケートを実施し、結果を検討作業で使用。 ・より具体的なアンケート調査に継続してご協力いただく市民モニターを募集。 ・庁内の調査結果についての検証。</p> <p>②成果と課題についての検証。 ◆H24年6月 ・予算や重要な計画を定める際の市民意見募集。 ・各審議会の資料や日程などの情報提供。 ・市民からの要望に応えた出前講座事業の拡充。 ・避難所運営訓練や災害図上訓練が地域で自主的に行われていること。 ・条例の趣旨を多くの市民に知っていただくことが重要。</p> <p>③制定時に議論になっていた前文の内容や市民参加条例の制定などについて。 ◆H24年6月 ●制定時に出されたご意見などもお知らせする中で、条例の規定全体について検討していただく予定。 ・市民アンケート結果や庁内の取り組み結果についてもお知らせする。</p> <p>④検討委員会が検討する内容について、市民が意見を言う方法はあるのか。 ◆H24年6月 ●手続き、進め方等については、検討委員会の中で検討していただきたい。</p>	<p>・決まったことを何度も検討して、本当にそれでよいのかと確認することは必要である。</p>		

市民協働のまちづくり推進方針

平成 1 4 年 8 月
江別市政策審議室

目 次

1	市民協働のまちづくり	1
	はじめに	1
(1)	協働の考え	1
(2)	協働のまちづくり	2
(3)	協働のまちづくりの範囲	2
(4)	なぜ協働のまちづくりなのか	3
	分権型社会における市民参画の政策形成	3
	市民（ボランティア）の成熟、多様化する市民ニーズと 行政サービスの限界	3
2	協働の取り組み状況	4
(1)	取り組みの現状	4
(2)	課題の整理	4
	パートナーとして未熟な行政	4
	参加の呼びかけに工夫が足りない	4
	人材のネットワーク化が不十分	4
	市民と行政とのコミュニケーション不足	5
3	協働のまちづくりの条件	5
(1)	市民との信頼関係をつくる	5
(2)	参加の可能性と機会を広げる	5
(3)	先進事例を共有し市民による評価を	5
4	協働のまちづくり推進方針	6
(1)	市民と行政とのコミュニケーション	6
(2)	協働モデル事業の推進	6
(3)	市民活動団体の支援策	6
(4)	具体的な推進策（例示）	7
図 1	「市民協働のまちづくり」の理念	8
図 2	推進方法の相互関係	8
参考資料	市民活動の参考事例	9

1 市民協働のまちづくり

はじめに

21世紀を迎えて、少子高齢化による地域社会の変化、低迷する経済情勢と低下する地域社会の活力など、江別市は多くの課題に直面しています。また、分権型社会の進展により、地域住民や自治体が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められていますが、厳しい行財政環境の下では、多様化する地域ニーズに行政が必ずしも十分対応できる状況とはなっていません。

こうしたことから、住民の力(まち力)が地域で発揮できる仕組みをつくり、課題解決のために市民と行政とがそれぞれの役割を分担しながら、活力ある地域社会をつくることが重要なテーマとなっています。

この推進方針は、「市民協働のまちづくり」という考えの枠組みをまとめるとともに、市民活動支援の方策など今後の具体的な取り組みの骨格とするものです。

(1) 協働の考え

協働の考え方は、これまで各分野の人びとによって検討されてきました。

荒木昭次郎は「地域住民と自治体職員とが、心を合わせ、力を合わせ、助け合って、地域住民の福祉の向上に有用であると自治体政府が住民の意思に基づいて判断した公共的性質をもつ財やサービスを生産し、供給していく活動の体系である」(「参加と協働/新しい市民」ぎょうせい1990年)としています。

国の機関では自治省(現総務省)が、「相互の特性の認識・尊重を基礎として、相互に対等関係のもとで、協調・協働していくこと」(「地域づくりのための民間非営利活動に対する地方公共団体のかかわりの在り方に関する研究報告」1997年3月)との考えを示しています。

また自治体では、東京都が「行政とボランティア・NPOとが相互の存在意識を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立場で、共



能であり、協働に聖域はないといわれます。

(4) なぜ協働のまちづくりなのか

市民協働のまちづくりは、各地で先駆的に取り組まれています。あらためてその背景と課題を整理してみます。

分権型社会における市民参画の政策形成

(背景)

地方分権の進展にともない、地方自治体の権限が拡大し独自の判断で政策形成ができるようになりました。また、交通や環境問題などで広域的な自治の取り組みが進む一方で、都市間の競争も激しくなっています。このため、市民自らも、身近な暮らしの問題や地域課題の解決のために提言し、まちづくりに参画することが求められています。

(課題)

あたらしい行政のあり方が問われているいま、地域の特性を生かしたまちづくりに、市民と行政とが知恵と力を出し合う仕組みが必要となっています。

市民(ボランティア)の成熟、多様化する市民ニーズと行政サービスの限界

(背景)

地域社会の変化は、行政活動のあり方にも大きな影響を与えています。たとえば、少子高齢化による介護・子育てへの行政需要は高まる一方ですが、財政が逼迫している現在、行政主導のみでは多様な市民ニーズに十分応えることができない状況にあります。

他方、市民は地域課題の発見や解決を通じて自らの意向を行政活動に反映することを体験し、同時に知恵や力をつけています。また、時代の趨勢から、国や自治体だけが公共サービスやまちづくりを一元的に管理する社会システムに限界があることも認識されています。

(課題)

市民の参画意欲を受けとめて、自治に取り組む市民の力(まち力)をまちづくりに生かす仕組みが必要となっています。

2 協働の取り組み状況

(1) 取り組みの現状

江別市における「市民協働のまちづくり」の取り組み事例を概括すると、次のようにまとめることができます。

- ・近年実績を積み重ねている「地域まちづくり会議」は、コミュニティにおける市民と行政の双方向の対話づくりとなっている。
- ・中津湖美化運動のように、市民が先行する協働型の事業が一部で始まった。
- ・豊幌町内で、公園の美化・清掃に住民組織が参加する取り組みが始まった。
- ・市民が先行する事業が少ないのは、行政からの情報提供が十分ではないためと思われる。
- ・多くの協働型事業が行政主導のもとで進められていて、必ずしも市民の自主性が発揮されていない。

このような現状は、江別市においても徐々に協働環境がつくられつつあることを示していますが、同時に行政主導が強いことも指摘されており、対等な責任と権限をもつ協働を目指すうえでの課題を含んでいます。

(2) 課題の整理

江別市の現状からみた課題を整理すると、次のようにまとめることができます。

パートナーとして未熟な行政

これまでの行政は、国・道・市町村という縦の関係と、補助金による縛りのなかで運営されてきましたが、地方分権の時代になっても必ずしも過去の仕組みは完全になくなったとはいえません。また、市職員が市民の視点から問題解決にあたることに熟練していません。こうした行政体質は、市民協働のまちづくりのパートナーとして問題点があると市民から指摘されています。

参加の呼びかけに工夫が足りない

市民の参加意識と協働の取り組みは、分野や世代によって大きく偏っています。参加への意識づけ、働く世代や若者が参加できるような仕組みづくり、参加のメリットを知ってもらうための取り組みが不足しています。

人材のネットワーク化が不十分

市民協働のまちづくりの体験者が相互に交流し、まちづくりのリーダーとして人の輪を広げる取り組みが不足しています。また、多くの団体(グループ)が中心的に活動する人材の不足に悩んでいます。

市民と行政とのコミュニケーション不足

市民一人ひとりが自主的にまちづくりに参加するためには、市民と行政とが日常的にコミュニケーションをとることが必要ですが、双方の情報が共有できていないのが現状です。また行政内部でも、市民活動団体の所有する貴重な情報が十分に活用されていません。

3 協働のまちづくりの条件

市民と行政とが対等な関係を保ちながら「市民協働のまちづくり」を進めるためには、次の3つの条件整備が必要です。

(1) 市民との信頼関係をつくる

市民協働のまちづくりを進めるために、行政は組織内の連携を強化するとともに透明性の高い行政活動を行い、市民の視点でまちづくりに取り組む体制と意識改革を進め、市民との信頼関係を確立しなければなりません。

(2) 参加の可能性と機会を広げる

これまで多くの場合、公益的なサービスや事業は行政が中心になって運営してきましたが、このことによって市民は地域の課題を自ら考え参加す

る機会を失ってきました。

近年、介護保険の開始にともない、NPO など市民団体がサービス提供に積極的に参加し、地域の介護資源の一翼を担うほどに成長しています。こうした例にみられるように、市民が自らの課題としてまちづくりを考え参加する意欲が高まっているとき、協働のまちづくりに参加する可能性や機会を多くつくることが求められています。

(3) 先進事例を共有し市民による評価を

市民協働のまちづくりは、特定の団体や一部の人の活動に偏ることを避けなければなりません。また、先駆的な取り組みや成功した経験が市民に広く還元される仕組みや、取り組みの経過や結果が市民から評価され、よりよいものに進化する仕掛けが必要です。



4 協働のまちづくり推進方針

市民協働のまちづくりはまだ緒についたばかりですが、地域や行政の現状を考えたとき、市民の理解と参加をより着実に進めていかなければなりません。この推進方策には「参加と協働」という幅広いテーマを含むため、住民参加の形態や議会との関係について、別に検討すべき課題があります。

ここでは、市民活動支援の骨格をまとめますが、具体化的な推進策を急ぎ作成することとします。

(1) 市民と行政とのコミュニケーション

市民と行政との合意形成の環境づくりは、市民協働のまちづくりの前提です。このため、これまで以上に行政情報の積極的な公表や市民情報を行政活動に活かす仕組み、パブリックコメントなど市民の意見が行政の意思決定過程に反映される仕組みづくりをします。市の広報が市民情報の交流の場となり、誰もが関心をもつ内容となるよう工夫します。

また、市民参加型まちづくり会議やタウンミーティングのように、市民と行政とが対等な関係で意見交換できる機会をつくり、双方向型のコミュニ

ケーションによる合意形成のプロセスを重視します。

(2) 協働モデル事業の推進

協働型まちづくりモデル事業を開始し、協働の先進事例を普及します。また、モデル事業の募集、選定、評価にあたっては、推進方針の具体化と検証という視点に立って進めます。

モデル事業の実施を通じ、職員が意識改革を進めて協働をコーディネートする力を付けます。

市民と行政が双方の情報を共有し、多くの市民が参加したくなるような協働事業づくりを目指します。

(3) 市民活動団体の支援策

推進方針を具体化するために、市民活動団体の支援策について検討します。

検討項目として、協働のまちづくりのリーダー育成、期待される協働事業・魅力ある協働事業づくり、市民と行政とのコミュニケーションづくり、市民活動団体(NPO)サポート機能の強化、団体(グループ)の活動支援策などを想定します。



(4) 具体的な推進策(例示)

今後検討する推進策として、以下の項目を例示します。くわしくは、市民活動団体の意向を尊重しながら具体化します。

まちづくりのリーダー育成

- ・ 実践者や経験者のデータベースづくり
- ・ 人材育成のプログラムづくり
- ・ 人材のネットワーク化
- ・ 市民への参加意識の啓発
- ・ 職員研修とコーディネーター機能の強化

協働事業づくり

- ・ 新規事業の開発、提言パートナーとしての機能強化

- ・ 政策決定プロセスへの制度的参加
- ・ 広報の内容と手法の工夫
コミュニケーションづくり
- ・ 審議会、公聴会への参加
- ・ ホームページを活用した情報公開
- ・ 参加しやすい仕掛けづくり

事業団体(グループ)の活動支援

- ・ 資金調達の支援
- ・ 市民活動団体(NPO)のサポート機能強化と活用
- ・ 公的施設の活用策



図1 「市民協働のまちづくり」の理念

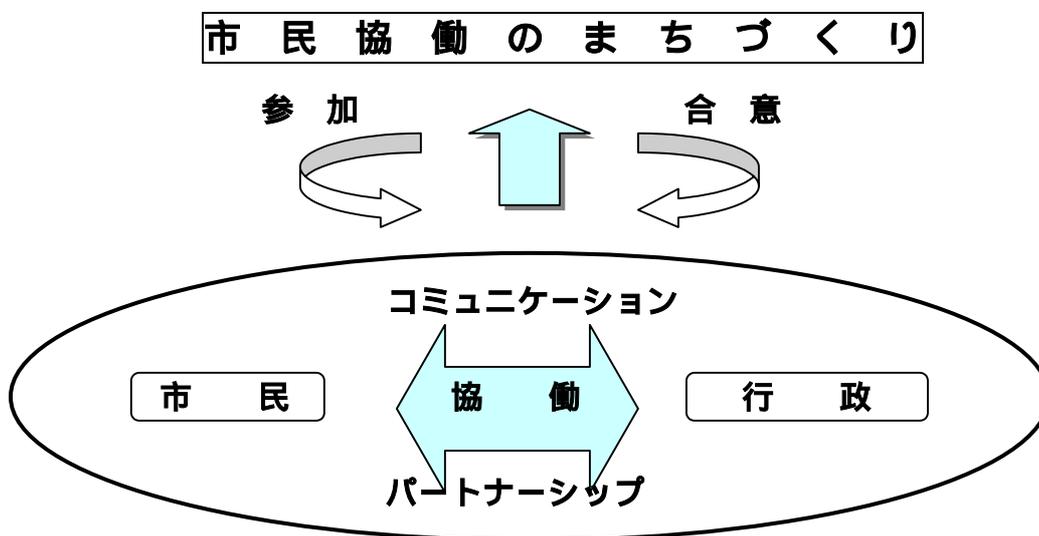
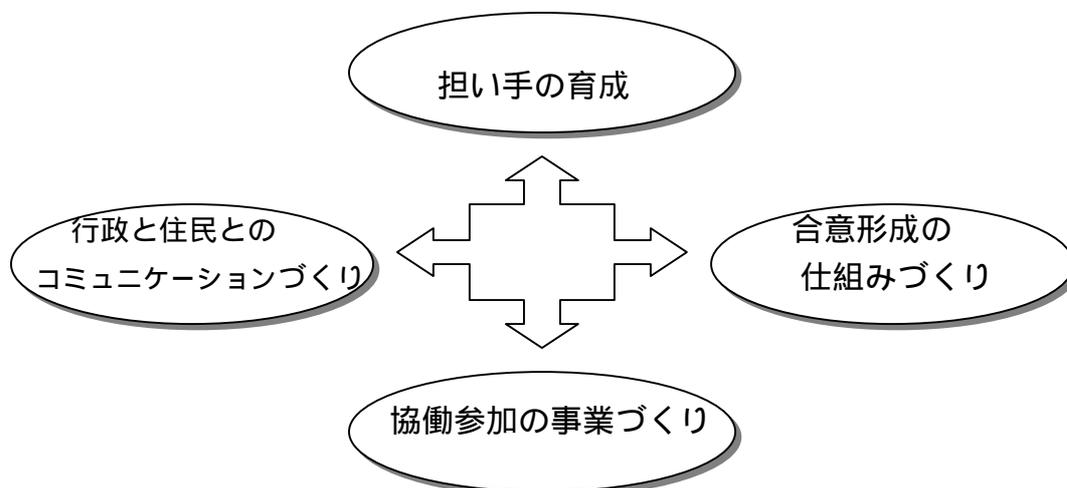


図2 推進方法の相互関係



【市民活動の参考事例】

保健・医療・福祉の分野	高齢者・障害者の介護、難病者の支援、高齢者への給食サービス、アルコール・薬物依存者へのケア、共同作業所、高齢者・障害者の移動サービス、聴覚障害者への点字・手話・声のボランティア、自立生活・作業所の支援、障害児保育、ファミリーサービス、病気の予防グループ、禁煙権の運動、自然食の生産・販売、救急医療の普及
社会教育の分野 (社会教育・消費者問題)	フリースクール、学童保育、不登校児教育、生涯学習ボランティア、高齢者大学の運営、消費者保護・教育、有機農産物の生産・流通、自然食活動
まちづくりの分野	歴史的建造物の保存、地域おこし、情報誌の発行、町の清掃活動、フラワーガーデン活動、都市と農村の交流、自治体オンブズパーソン、コミュニティづくり、地域産業の活性化、観光ボランティア
文化・芸術・スポーツの分野	民間博物館、スポーツイベントの支援、伝統文化の継承、美術館解説ボランティア、市民オーケストラ、スポーツ教室、スポーツ指導、演劇鑑賞会、芸術家の支援、映画の上映会
自然・環境保全の分野 (環境・公害・エネルギー)	野鳥の保護、樹木の観察、森林保全、河川の浄化、再生紙利用、ナショナルトラスト、ゴミの減量化、リサイクル運動、地球環境の保全、自然エネルギー推進、公害防止
災害救助、地域安全の分野	自然災害の救助、人的災害の救援、災害被害者への支援、災害の予防活動、交通安全活動、犯罪の防止活動、犯罪者の社会復帰支援
人権擁護、平和推進、国際協力の分野	差別に反対する活動、子どもの虐待防止、家庭内暴力からの保護、ホームレスの生活支援、法律相談、平和の推進、国際交流活動、難民支援、在日外国人の生活支援、留学生支援、通訳ボランティア
男女共同参画社会形成、子どもの健全育成の分野	女性の自立支援、女性の地位向上、女性の働く環境をつくる活動、セクシャルハラスメントを防止する活動、女性の雇用均等を求める活動、家庭内暴力防止センター、シェルターハウス、遊びの伝承、非行防止、本の読み聞かせ会、ボーイスカウト、ガールスカウト、不登校児の親の会、いじめ問題 110 番、命の電話、託児所、地域の子ども会、地域の子育て支援、学童保育、グループ保育
市民活動支援の分野	市民活動サポートセンター、市民活動への助成、民間助成、ボランティアセンター、市民活動にインターネット利用を進める活動、市民団体の立法支援、善意銀行、市民バンク、企業・自治体への市民活動の紹介、市民活動への情報提供

参考：市民活動を支える制度をつくる会（シーズ）

5つの街づくりについての基本項目

1. 元気で安心できる、人にやさしい街「えべつ」

- ・市立病院の診療確保と経営健全化を進めます。
- ・大学と連携するなど、高齢者や障がい者が安心してくらす江別ならではの生活のモデル作りを進めます。
- ・健康寿命を延ばす指導体制の確立に努めます。

2. 子どもを産み育てる環境が整う教育・文化のあふれる街「えべつ」

- ・妊婦検診・子宮頸ガン予防ワクチンなどの事業を継続して実施します。
- ・子どもの基礎学力と基礎体力の向上に努めます。
- ・就学前保育や教育の充実や、子育て支援体制の整備を進めます。
- ・食育計画に基づいた、子ども達の食育の推進に努めます。
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく、いじめ・不登校などの対策を進めます。
- ・市民の文化の交流の場の確保を図り、市民文化の進展に努めます。

3. 地域の特性を活かした産業を生み出す街「えべつ」

- ・北海道経済連合会が進める「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区構想」を推進します。
- ・大学、研究機関、企業との連携のもと、付加価値を高めた企業の育成と誘致を進めます。
- ・農業振興計画に基づく、アグリビジネスの推進に努めます。
- ・顔づくり事業に伴う道の街路事業を推進するとともに、JR 野幌駅の供用開始と連携して、商店街の活性化を推進します。
- ・市内企業の受注機会や域内消費の拡大を図り、市内経済の活性化を推進します。

4. 環境に配慮したみどりあふれる街「えべつ」

- ・EV・PHV(電気自動車)タウン構想に参加し、JR 野幌駅周辺地区を環境モデル地区として、カーシェアリング・サイクルシェアリングなどを実施し、低炭素社会の構築を目指します。
- ・地球環境を意識した環境学習・環境教育を実施します。
- ・「野幌森林公園」を活用するなど、体験型環境学習の充実を図ります。
- ・廃棄物の発生抑制のもと、ごみの資源化、堆肥化を進めます。

5. 立ち止まらない市政改革のもと、市民が参加する市民協働の街「えべつ」

- ・簡素で効率的な市政運営を更に進めます。
- ・自治基本条例のもと、市民との情報を共有化し、予算編成時の市民意見、行政評価の外部意見の実施を本格的に進めます。
- ・関係機関との連携のもと、地域コミュニティの自主的な活動を進めます。
- ・市民活動団体(NPO)と連携し、様々な活動を支援します。

平成23年度

自治会に関するアンケート集計結果

★ 平成23年6月実施 ★

江別市自治会連絡協議会

江別市生活環境部市民生活課

I - a 自治会長について (P 1 ~ P 8)

年代は「60歳代」と「70歳代」が全体の77.6%、男女比では「男性」が92.2%、経験年数は「1年~3年」が49.3%となっております。また、約9割の自治会長が他の団体等の役員を兼務しており、定年後の世代が自治会、各種団体及び地域ボランティア等の活動を支えていることが分かります。

任期は「2年未満」が73.6%、選出方法は選考委員会による選考が49.6%と最も多く、その他では「輪番制」、「班単位で回り番」、「くじ引き」、という回答があり、約3割の自治会で選出に苦慮していると考えられます。

引き継ぎについては88.4%が「マニュアルや口頭」により行われており、全くされていないのは6.2%、その他と回答の自治会は、発足したばかりでまだ交代していないということでした。

I - b 自治会の基本的な事項について (P 9 ~ P 20)

一般世帯の加入は、「世帯単位」が94.6%、一般世帯以外（事務所、工場など）の加入は、35自治会で有という回答でした。

加入世帯数は「100~200世帯」が26.4%と最も多く、次いで「50~100世帯」20.1%、「200~300世帯」15.5%でした。これに対し、運営上適切な規模はという問いには「100~200世帯」が24.8%、「50~100世帯」が23.3%、「200~300世帯」が22.5%となっており、適切だと考える規模と実態がほぼ一致していることが分かります。

未加入世帯有は64.0%、このうち「50世帯未満」が68.8%となり、加入しない理由として考えられることは、「自分に関係があると思っていない」33.3%、「近所付き合いのわずらわしさ」31.8%、「役員になりたくない」15.5%、その他の意見として「アパート入居の単身世帯」という回答が多数を占めました。

自治会（町内会）の結成時期は、「昭和40年代~50年代」が46.0%と最も多く、この10年間の加入世帯の推移は「ほぼ同じ」51.2%、「減少」31.2%で、減少傾向の自治会が増えつつあると思われます。

自治会費の負担額は全ての自治会で定められており、このうち「世帯形態等による会費の違いがある」自治会は15.7%でした。

自治会排雪については68.7%の自治会で行っており、このうち「費用を自治会費に含めている」が45.3%、「臨時徴収している」が15.6%でした。

総会については全ての自治会で行っており、参加状況は「2~5割」が44.9%、「2割未満」は29.1%で、その他では、「代議員

制」や「各班から3名と決めている」という回答がありました。また、役員会については「年7～12回」が36.2%で最も多く、次いで「年4～6回」の32.3%となっており、2ヶ月に1回ないしほぼ毎月役員会が行われている自治会が多いようです。

集会施設については、「所有している」が34.9%、有償又は無償で「借りている」が32.6%で、「建築・建替え計画有」は8.5%となっています。

Ⅱ 自治会の活動内容について (P21～P28)

自治会活動は多岐に渡っており、その中でも多くの自治会が取り組んでいるのは、「地域清掃活動」「資源回収」「花のある街並みづくり」「敬老事業」「子供育成事業」「防犯灯維持管理」「親睦行事」「共同募金協力」「歳末助け合い協力」「日赤社資協力」があげられます。これらの事業で連携している団体としては、「他の自治会」「自治会以外の住民組織（PTA、老人会、婦人会など）」「国・道・市町村」「協会・協議会（社協、防犯協会、交通安全協会）」という回答が多くありました。

また、今後取り組みたい活動、充実させたい活動としては「防災訓練」が最も多く、「救命救急講習」という回答も多かったことから、地域で防災意識が高まっているものと考えられます。今後連携したい、連携を強化したい団体としては、「教育委員会（幼、小、中、高、短大、専門学校）」などの各種教育機関が最も多く、次に「ボランティア（福祉、教育）」、「他の自治会」と続いております。

自治会活動状況の伝達方法は、「回覧」が89.9%、「自治会独自の広報誌」40.3%となっており、「電子媒体での発信」は1.6%でした。また、54.5%の自治会で未加入世帯への情報提供（広報配布、回覧板など）が行われている状況です。

Ⅲ 自治会活動における問題について (P29～P30)

人材については、「役員のなり手がいない、少ない」が40.1%、「活動の担い手がいない、少ない」が25.9%となっており、役員の選出や活動の担い手不足に苦慮している自治会が多いことが分かります。また、その他の意見では「若い人の担い手が必要」という意見がある一方で、「高齢者が多く若者が少ない」という意見もあり、少子高齢化による自治会活動の停滞を危惧している方が多いことが分かります。

住民については、「特定の人しか参加しない」が36.4%、「活動の参加者が少ない」が26.1%、「住民の関心が少ない」が21.6%で、参加者の固定化や減少の傾向がみられます。その他の意見では、「年金支給の関係で60代でも働いている人が多い」「厳しい経済状況なので働くことで精一杯で自治会に参加している暇はない」という意見があり、家計や就労の状況により活動に参加できない方もいると思われます。

運営については、「世代交代が難しい」が22.5%と最も多く、前述の役員のなり手不足と関連していると思われます。次いで「活動が慣例化している」が16.3%、「活動や会議をする場所が少ない」12.4%となっており、活動場所が少ないことが活動の慣例化につながっているのかを更に調査する必要があると思われます。

IV 自治会活動における問題解決について (P31~P32)

加入促進対策については、「転入者に加入の案内を行う」が48.1%で最も多く、次いで「アパート・マンション等のオーナーに働きかける」が29.5%となっていますが、その他では「アパート(ひとり暮らし)の加入は難しい、特に働きかけはしない」という意見もあり、アパート・マンション等の入居者の加入促進には苦勞している自治会が多いようです。

人材難対策については、「若年層や団塊の世代の意欲ある人材を発掘する」が48.1%、「住民コミュニケーションを図る」が45.7%、「後継者を育成する」「住民意識の高揚に努める」が41.9%となっており、各自治会で効果的な解決策を模索している状態と思われ、全市的な課題のひとつとしてあげられます。

地域の連帯感希薄化対策については、「自治会だよりなどで回覧し自治会活動について広報、周知を行う」49.6%、「催しや総会などへの積極的な参加を呼びかける」48.8%など、広報活動や呼びかけにより対策を図っているという回答が多く、その他としては、「個人情報保護法の関係で居住者との接触が難しい」「イベントを行うのはよいが、数年間やっている役員が疲れてきて継続できなくなる」といった、個人情報の取り扱いの難しさや役員の疲弊を訴える意見もありました。

V 江別市等の自治会活動支援対策について (P33~P34)

各種補助金、資源回収奨励金、愛のふれあい事業、花のある街並みづくり事業、出前講座は知っているという回答が多く、これらの事業は「活用したことがある」という自治会も多くなっています。

VI 自由意見

- ・自治会の課題、市への要望一覧 P35~P40
- ・問題点のまとめ(多数意見集約) P41~P43

★ アンケート回答率

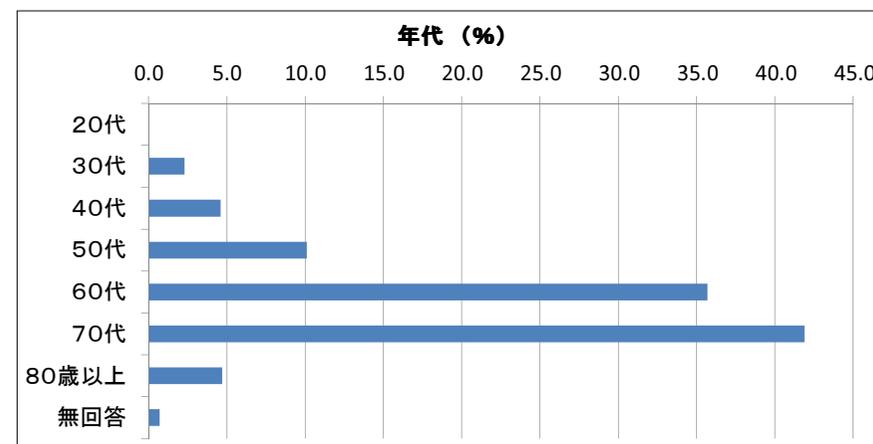
アンケート配布数	アンケート回答数	回答率
162 件	129 件	79.6 %

I 自治会の組織・運営について

a 自治会長について

問1 年代

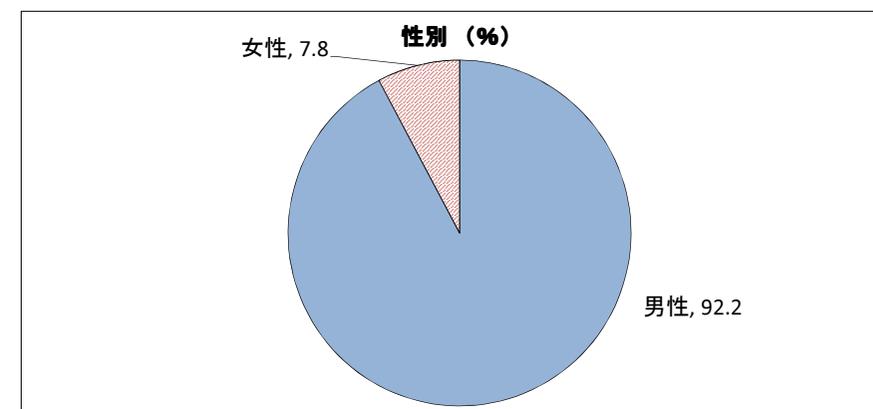
	回答数	比率(%)
1. 20代	0	0.0
2. 30代	3	2.3
3. 40代	6	4.6
4. 50代	13	10.1
5. 60代	46	35.7
6. 70代	54	41.9
7. 80歳以上	6	4.7
8. 無回答	1	0.7
(小計)	129	100.0



※ 自治会長の年代は、70代が42%と最も多く、次いで60代が36%、50代が10%となっています。

問2 性別

	回答数	比率(%)
1. 男性	119	92.2
2. 女性	10	7.8
(小計)	129	100.0

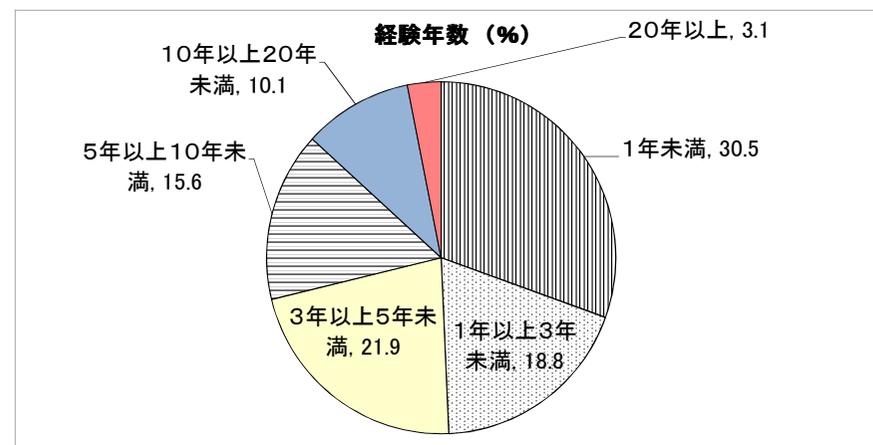


※ 会長職の男女比は、男性が全体の9割以上を占めています。

問3 経験年数

	回答数	比率(%)
1. 1年未満	39	30.5
2. 1年以上3年未満	24	18.8
3. 3年以上5年未満	28	21.9
4. 5年以上10年未満	20	15.6
5. 10年以上20年未満	13	10.1
6. 20年以上	4	3.1
(小計)	128	100.0

※ 1年未満及び1年～3年未満が約半数を占めており、短期間で会長が交代している自治会が多くなっています。

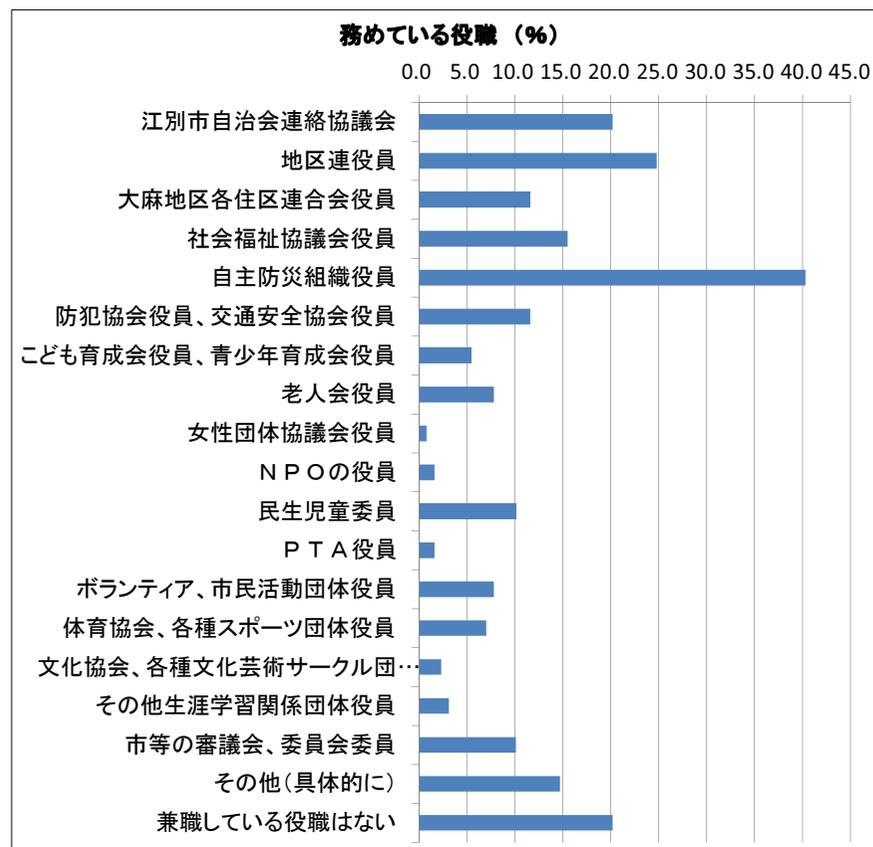


問4 お務めの役職（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 江別市自治会連絡協議会	26	20.2
2. 地区連役員	32	24.8
3. 大麻地区各住区連合会役員	15	11.6
4. 社会福祉協議会役員	20	15.5
5. 自主防災組織役員	52	40.3
6. 防犯協会役員、交通安全協会役員	15	11.6
7. こども育成会役員、青少年育成会役員	7	5.4
8. 老人会役員	10	7.8
9. 女性団体協議会役員	1	0.8
10. NPOの役員	2	1.6
11. 民生児童委員	13	10.1
12. PTA役員	2	1.6
13. ボランティア、市民活動団体役員	10	7.8
14. 体育協会、各種スポーツ団体役員	9	7.0
15. 文化協会、各種文化芸術サークル団体役員	3	2.3
16. その他生涯学習関係団体役員	4	3.1
17. 市等の審議会、委員会委員	13	10.1
18. その他（具体的に）	19	14.7
19. 兼職している役職はない	26	20.2
(小計)	279	-

比率=回答数/129×100

※ 約9割の方が各種団体の役員を兼職しています。

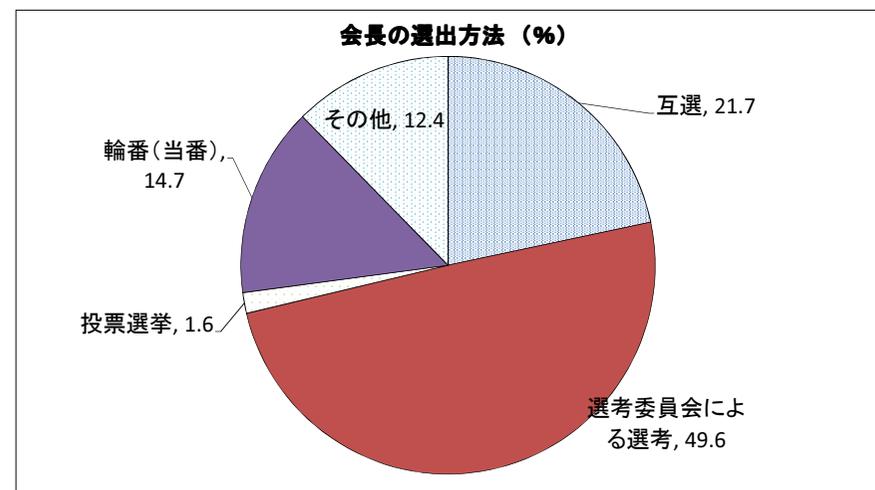


問5 会長の選出方法

	回答数	比率(%)
1. 互選	28	21.7
2. 選考委員会による選考	64	49.6
3. 投票選挙	2	1.6
4. 輪番(当番)	19	14.7
5. その他	16	12.4
(小計)	129	100.0

—その他意見—
班単位で回り番、くじ引き、前任者からの指名等

※会長の選出方法では、選考委員会による選考が約49.6%と最も多く、互選、輪番が続いています。

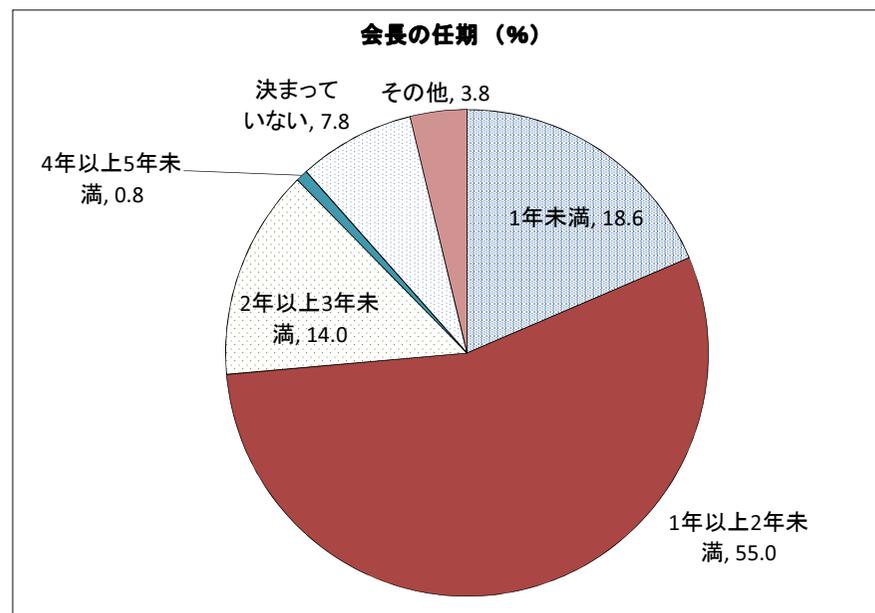


問6 会長の任期

	回答数	比率(%)
1. 1年未満	24	18.6
2. 1年以上2年未満	71	55.0
3. 2年以上3年未満	18	14.0
4. 3年以上4年未満	0	0.0
5. 4年以上5年未満	1	0.8
6. 5年以上	0	0.0
7. 決まっていない	10	7.8
8. その他	5	3.8
(小計)	129	100.0

—その他意見—
基本的には2年だが、機能しなくなってきている。

※ 会長の任期では1年～2年未満が最も多く、55%になっています。



問7 会長（役員含む）の引き継ぎ

7-1 引き継ぎの有無

	回答数	比率(%)
1. されている	80	62.0
2. 十分ではないがされている	34	26.4
3. 全くされていない	8	6.2
4. その他	7	5.4
(小計)	129	100.0

—その他意見—
新自治会として発足、世代交代はまだない。

※ 約9割の自治会で引き継ぎは行われています。

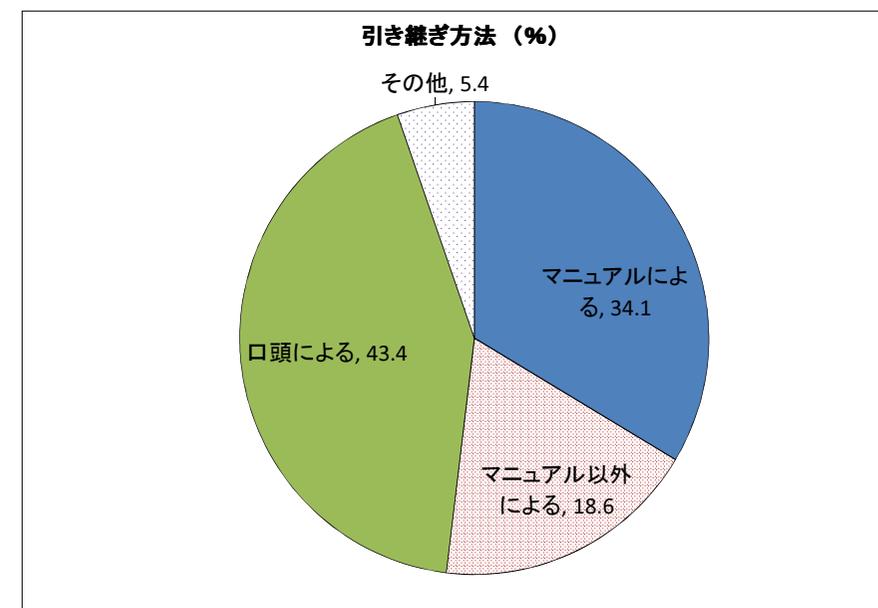
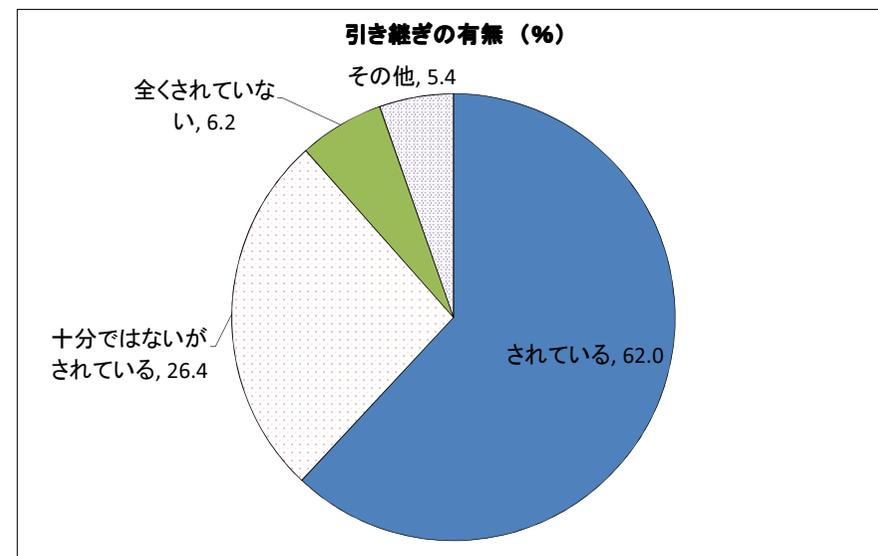
7-2 引き継ぎの方法（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. マニュアルによる	44	34.1
2. マニュアル以外による	24	18.6
3. 口頭による	56	43.4
4. その他	7	5.4
(小計)	131	—

比率=回答数/129×100

—その他意見—
総会資料、メモ等

※ 引き継ぎ方法では、口頭によるものが43.4%と最も高く、次いでマニュアルが34.1%



b 自治会の基本的な事項について

問8 自治会の加入世帯

8-1 自治会への加入単位

(1) 一般世帯の加入単位（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 世帯	122	94.6
2. 世帯又は個人	6	4.7
3. 個人	0	0.0
4. その他	4	3.1
(小計)	132	—

比率=回答数/129×100

—その他意見—

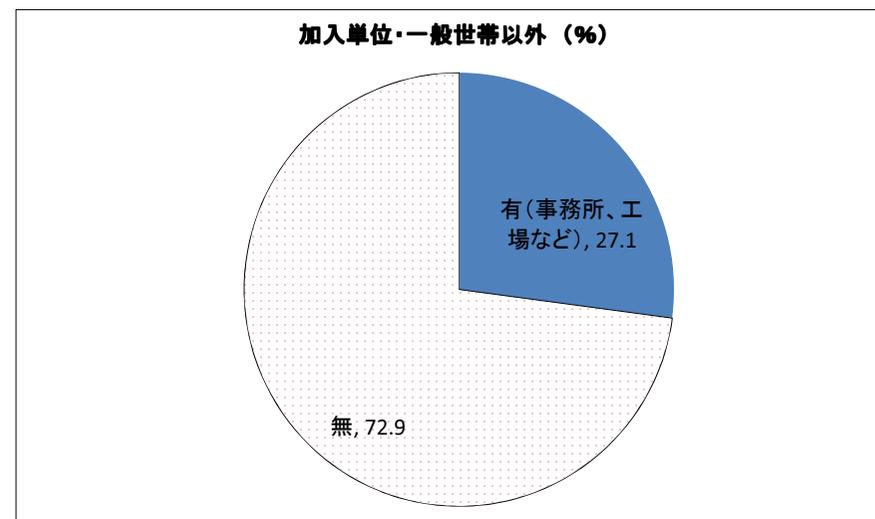
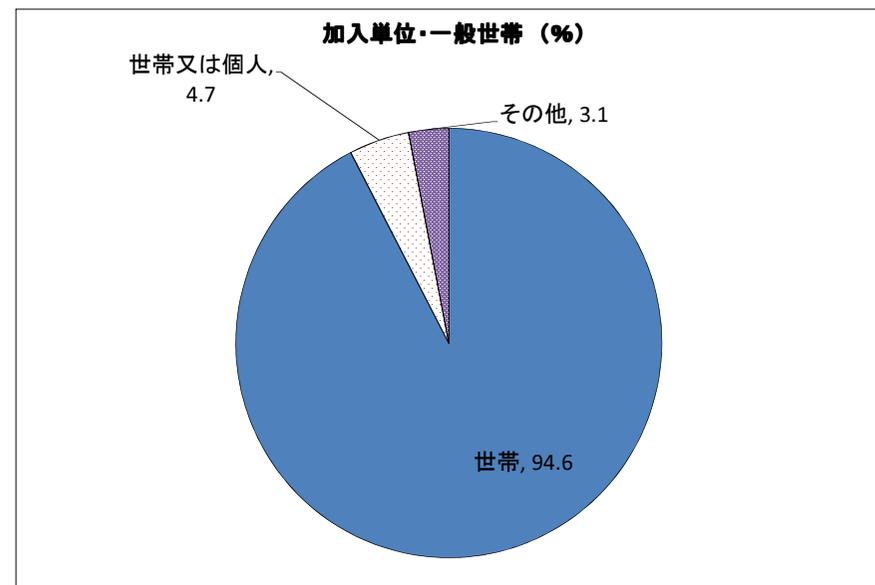
1区画を1単位としている

アパート1棟で1会員としている

(2) 一般世帯以外の加入単位

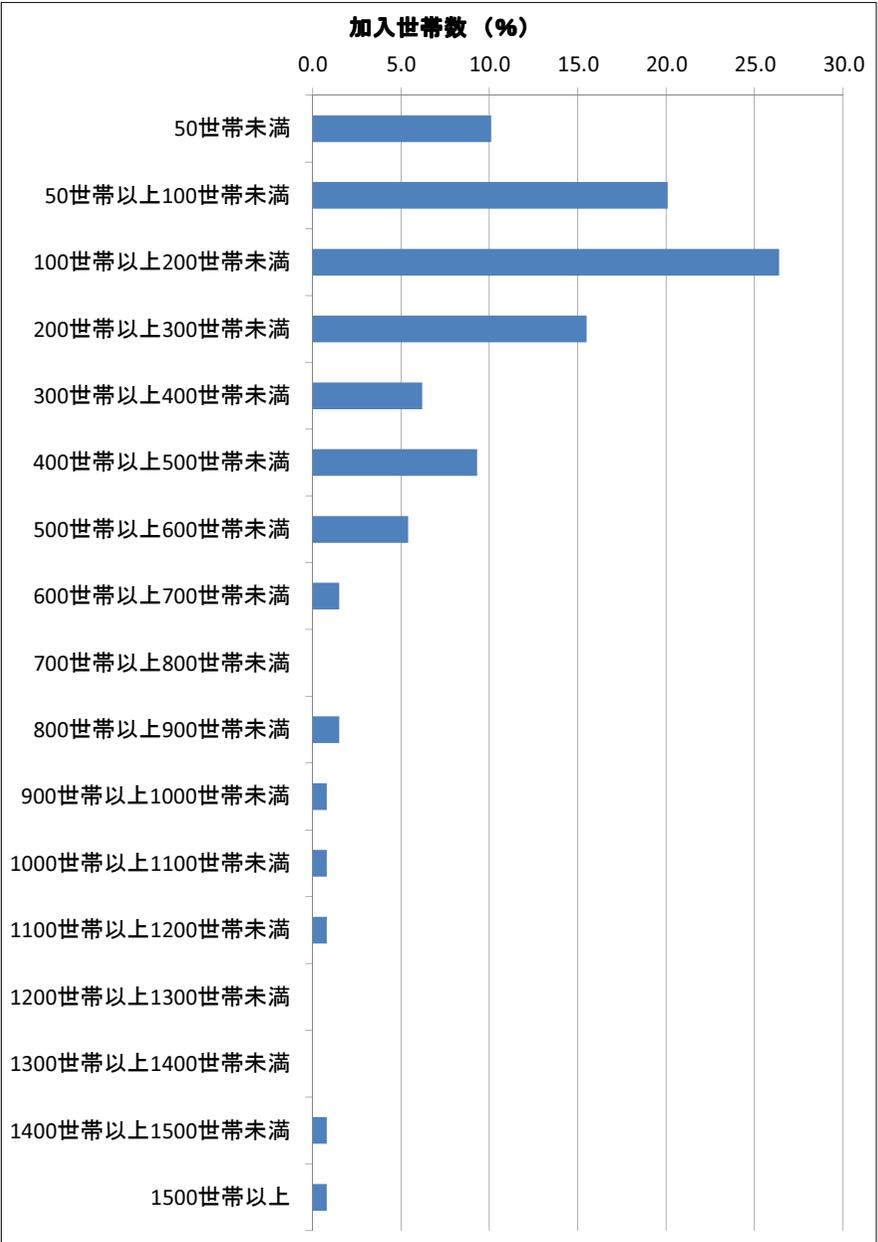
	回答数	比率(%)
1. 有（事務所、工場など）	35	27.1
2. 無	94	72.9
(小計)	129	100.0

※ 自治会の加入単位は90%以上が世帯です。



8-2 加入世帯数

	回答数	比率(%)
1. 50世帯未満	13	10.1
2. 50世帯以上100世帯未満	26	20.1
3. 100世帯以上200世帯未満	34	26.4
4. 200世帯以上300世帯未満	20	15.5
5. 300世帯以上400世帯未満	8	6.2
6. 400世帯以上500世帯未満	12	9.3
7. 500世帯以上600世帯未満	7	5.4
8. 600世帯以上700世帯未満	2	1.5
9. 700世帯以上800世帯未満	0	0.0
10. 800世帯以上900世帯未満	2	1.5
11. 900世帯以上1000世帯未満	1	0.8
12. 1000世帯以上1100世帯未満	1	0.8
13. 1100世帯以上1200世帯未満	1	0.8
14. 1200世帯以上1300世帯未満	0	0.0
15. 1300世帯以上1400世帯未満	0	0.0
16. 1400世帯以上1500世帯未満	1	0.8
17. 1500世帯以上	1	0.8
(小計)	129	100.0

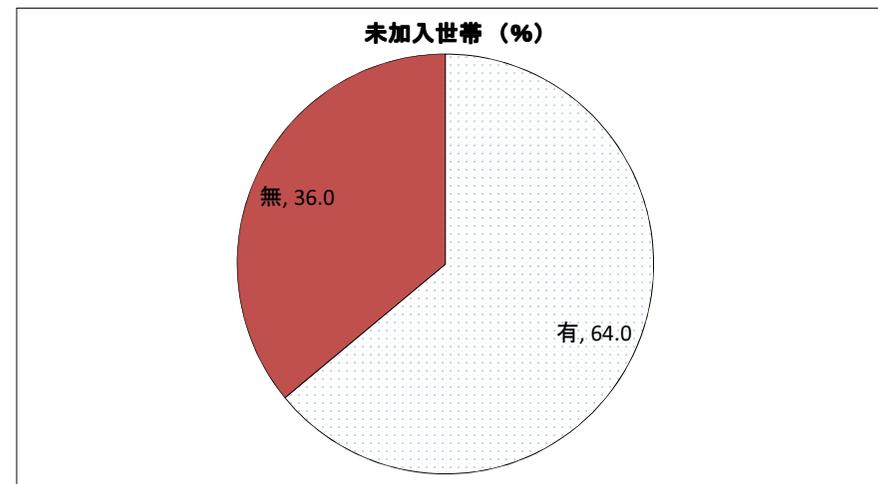


※ 100~200世帯が最も多く26.4%になっています。

8-3 未加入世帯の有無

	回答数	比率(%)
1. 有	80	64.0
2. 無	45	36.0
(小計)	125	100.0

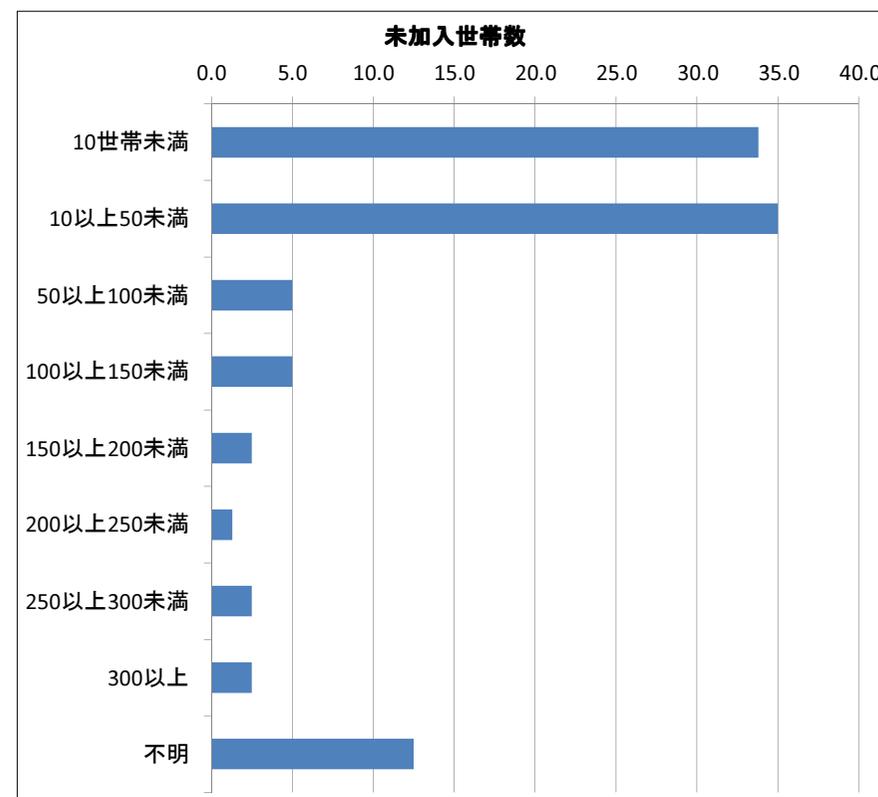
※ 64%の自治会で未加入世帯有と回答



8-4-1 未加入世帯数

	回答数	比率(%)
1. 10世帯未満	27	33.8
2. 10以上50未満	28	35.0
3. 50以上100未満	4	5.0
4. 100以上150未満	4	5.0
5. 150以上200未満	2	2.5
6. 200以上250未満	1	1.3
7. 250以上300未満	2	2.5
8. 300以上	2	2.5
9. 不明	10	12.5
(小計)	80	100.0

※ 10世帯未満が33.8%、10~50世帯未満が35.0%となっています。

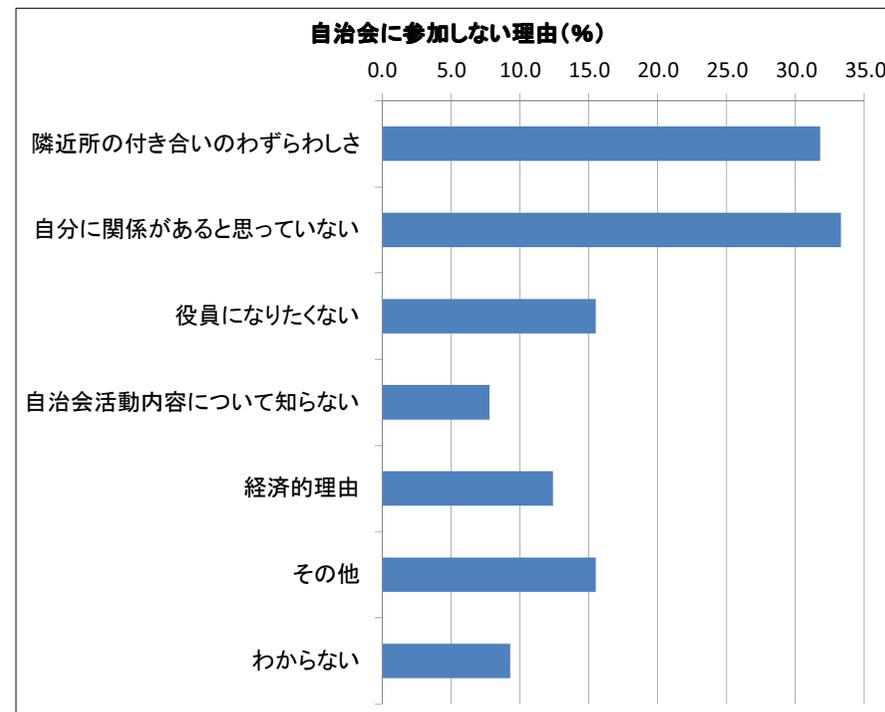


8-4-2 自治会に参加しない理由（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 隣近所の付き合いのわずらわしさ	41	31.8
2. 自分に関係があると思っていない	43	33.3
3. 役員になりたくない	20	15.5
4. 自治会活動内容について知らない	10	7.8
5. 経済的理由	16	12.4
6. その他	20	15.5
7. わからない	12	9.3
(小計)	162	—

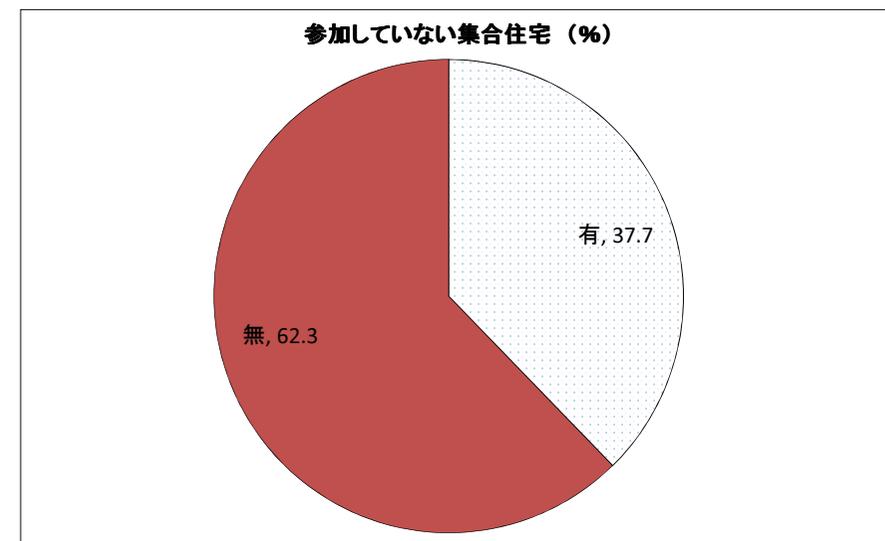
比率=回答数/129×100

—その他意見—
二世帯以上同居家族は、代表の一世帯のみが加入
アパート入居の単身者及び独居高齢者
アパート、借家等積極的な加入活動をしていない



8-5 1世帯も加入していない集合住宅の有無

	回答数	比率(%)
1. 有 (314棟)	43	37.7
2. 無	71	62.3
(小計)	114	100.0

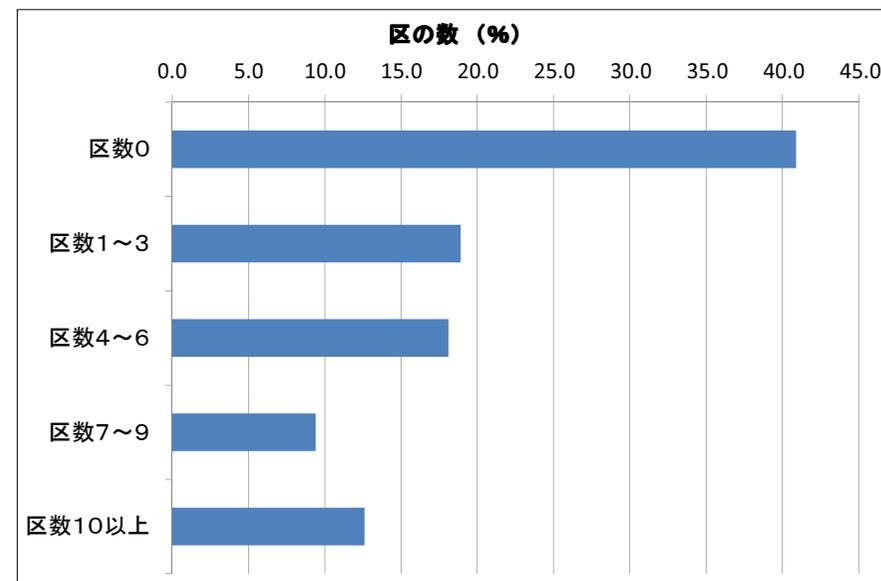


8-6 自治会における区、班

8-6-1 自治会における区の数

	回答数	比率(%)
1. 区数0	52	40.9
2. 区数1~3	24	18.9
3. 区数4~6	23	18.1
4. 区数7~9	12	9.4
5. 区数10以上	16	12.6
	127	100.0

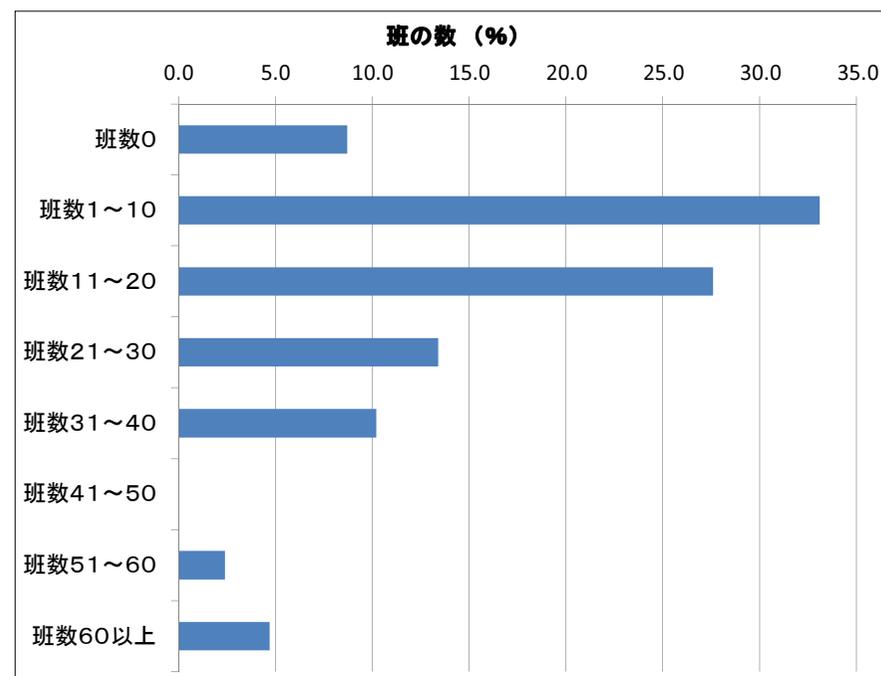
※ 回答のあった127自治会の区総数は407区



8-6-2 自治会における班の数

	回答数	比率(%)
1. 班数0	11	8.7
2. 班数1~10	42	33.1
3. 班数11~20	35	27.6
4. 班数21~30	17	13.4
5. 班数31~40	13	10.2
6. 班数41~50	0	0.0
7. 班数51~60	3	2.4
8. 班数60以上	6	4.7
	127	100.0

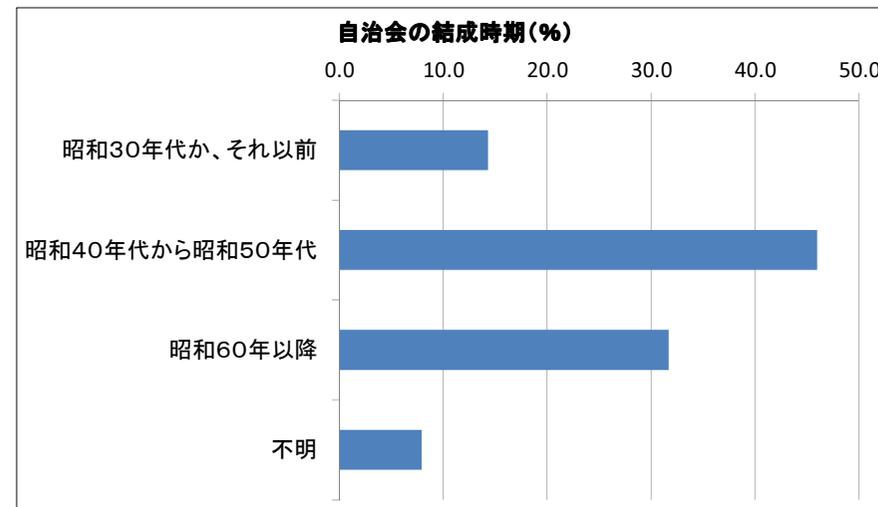
※ 回答のあった127自治会の班総数は2295班



8-7 自治会（町内会）の結成時期

	回答数	比率(%)
1. 昭和30年代か、それ以前	18	14.3
2. 昭和40年代から昭和50年代	58	46.0
3. 昭和60年以降	40	31.7
4. 不明	10	7.9
(小計)	126	100.0

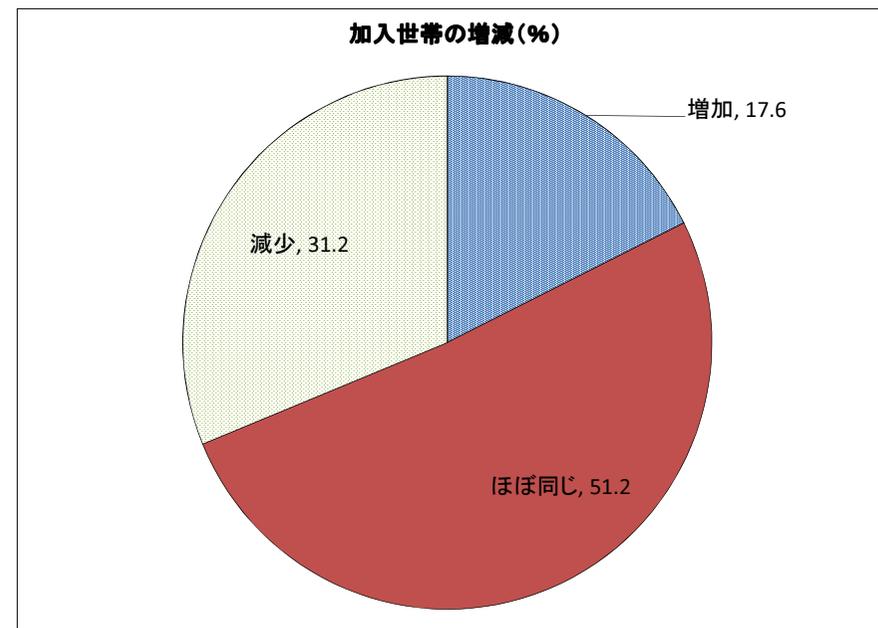
※ 昭和40年代から50年代の結成が最も多く46.0%です。



8-8 10年間における加入世帯数の増減

	回答数	比率(%)
1. 増加	22	17.6
2. ほぼ同じ	64	51.2
3. 減少	39	31.2
(小計)	125	100.0

※ 減少(31.2%)が増加(17.6%)を上回っています。

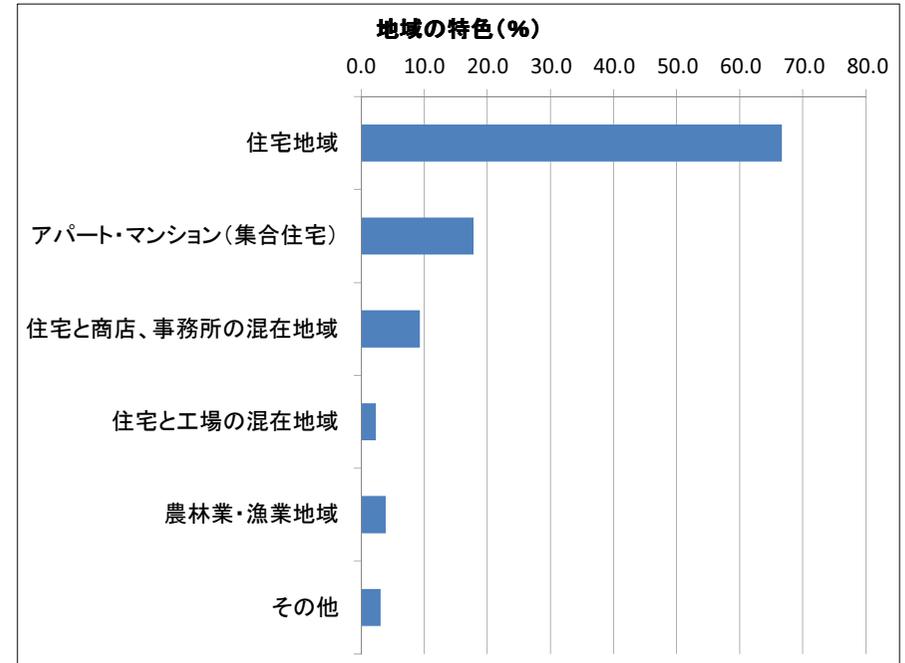


8-9 地域の特色（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 住宅地域	86	66.7
2. アパート・マンション（集合住宅）	23	17.8
3. 住宅と商店、事務所の混在地域	12	9.3
4. 住宅と工場の混在地域	3	2.3
5. 農林業・漁業地域	5	3.9
6. その他	4	3.1
(小計)	133	—

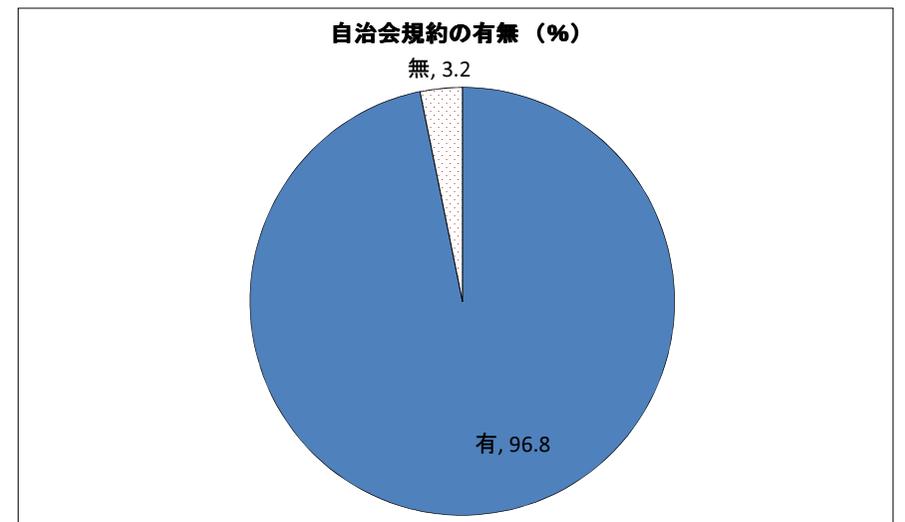
比率=回答数/129×100

—その他意見—
会社の社宅で構成、市営住宅、団地



8-10 自治会規約

	回答数	比率(%)
1. 有	122	96.8
2. 無	4	3.2
(小計)	126	100.0

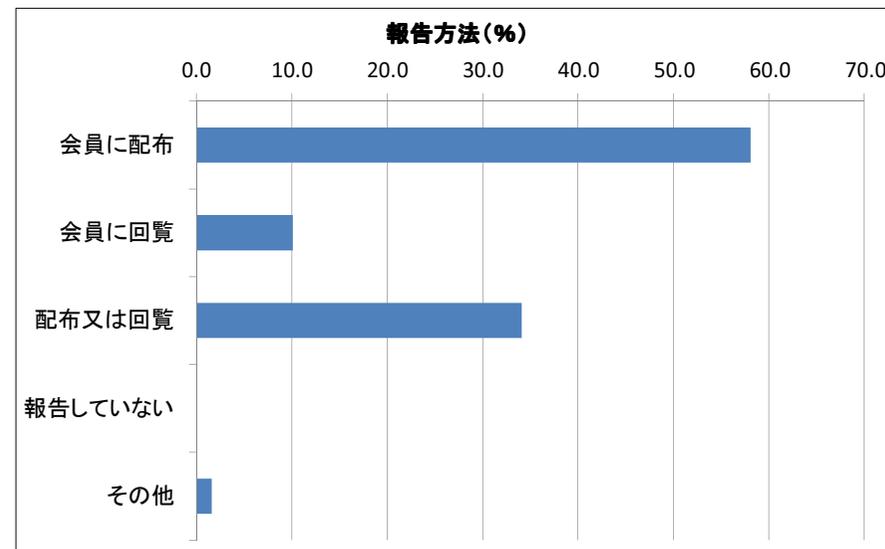


8-11 事業計画や予算の報告方法（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 会員に配布	75	58.1
2. 会員に回覧	13	10.1
3. 配布又は回覧	44	34.1
4. 報告していない	0	0.0
5. その他	2	1.6
(小計)	134	—

比率=回答数/129×100

—その他意見—
かわら版



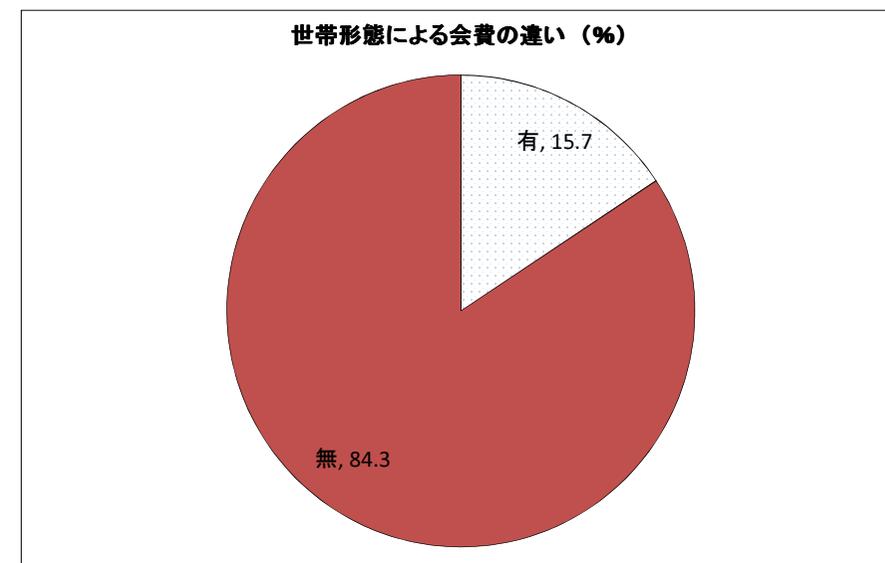
8-12 自治会費

8-12-1 会員が負担する会費

	回答数	比率(%)
1. 定めている	127	100.0
2. 定めていない	0	0.0
(小計)	127	100.0

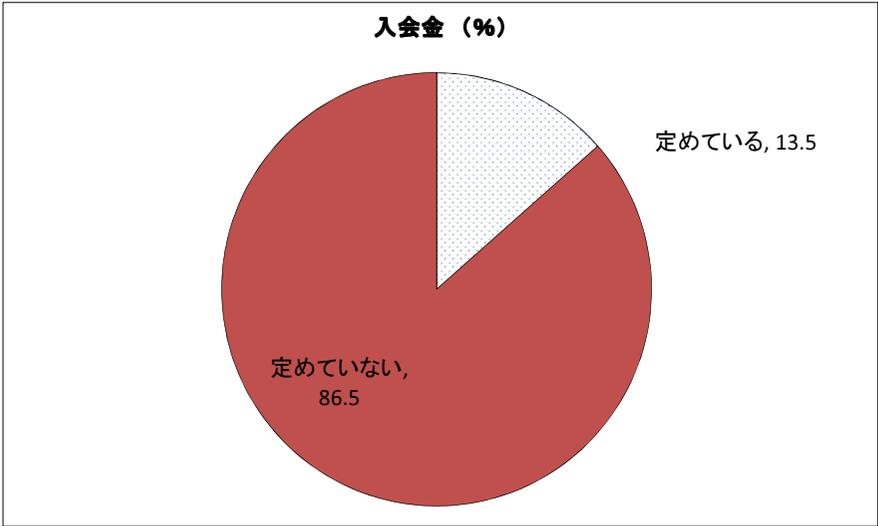
8-12-2 世帯形態や居住者による会費の違い

	回答数	比率(%)
1. 有	20	15.7
2. 無	107	84.3
(小計)	127	100.0



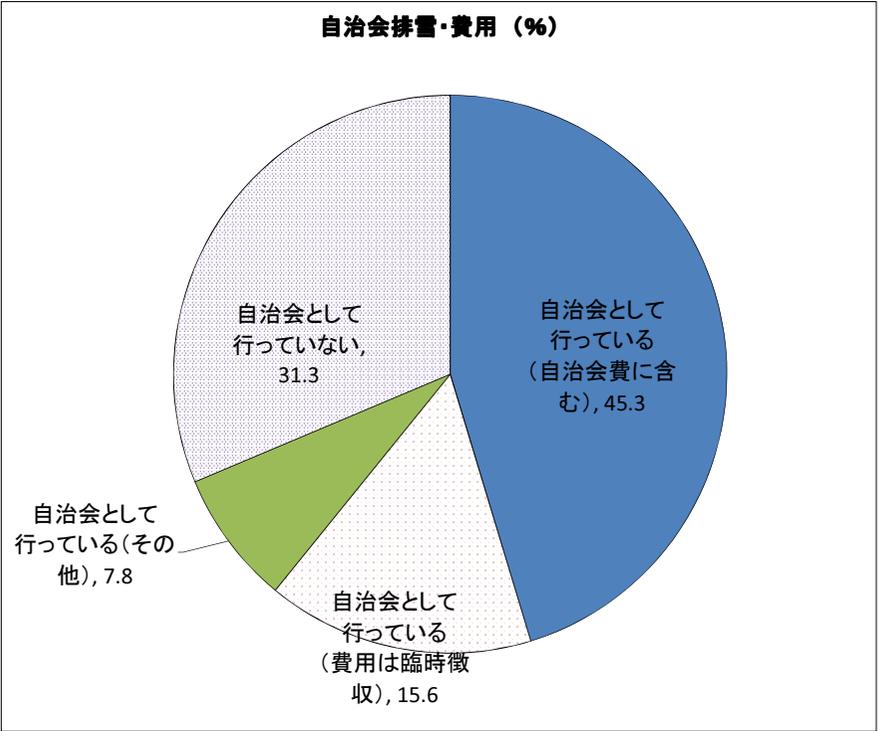
8-12-3 入会金

	回答数	比率(%)
1. 定めている	17	13.5
2. 定めていない	109	86.5
(小計)	126	100.0



8-13 自治会排雪・費用

	回答数	比率(%)
1. 自治会として行っている (自治会費に含む)	58	45.3
2. 自治会として行っている (費用は臨時徴収)	20	15.6
3. 自治会として行っている(その他)	10	7.8
4. 自治会として行っていない	40	31.3
(小計)	128	100.0



※ 68. 7%が自治会排雪を行っています。

8-14 総会等について

8-14-1 総会の開催

	回答数	比率(%)
1. 開催している	125	100.0
2. 開催していない	0	0.0
(小計)	125	100.0

8-14-2 住民の参加状況

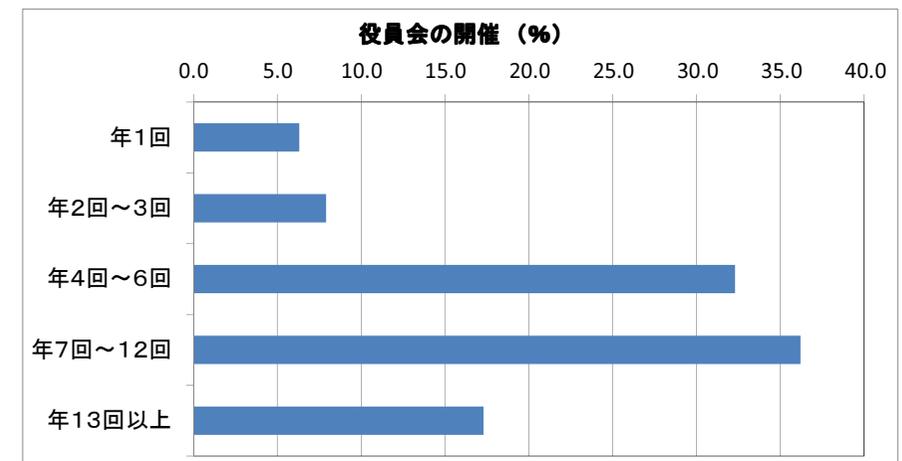
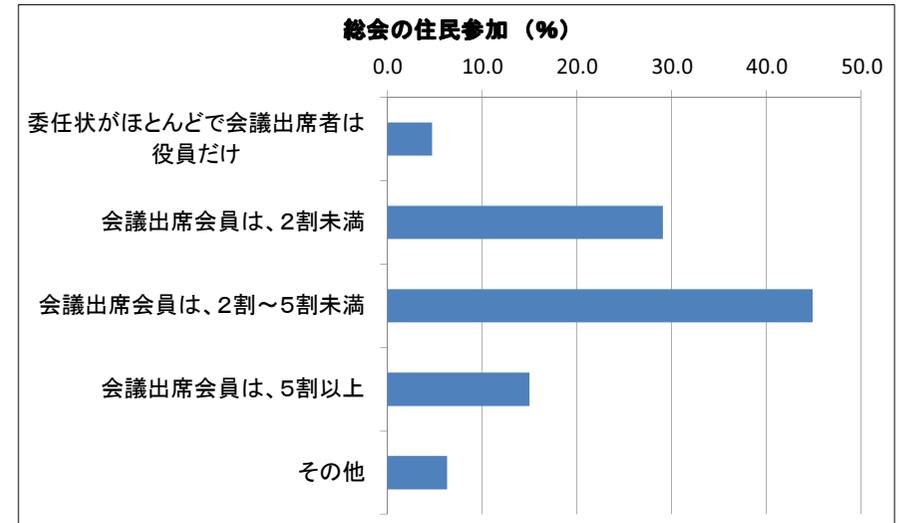
	回答数	比率(%)
1. 委任状がほとんどで会議出席者は役員だけ	6	4.7
2. 会議出席会員は、2割未満	37	29.1
3. 会議出席会員は、2割～5割未満	57	44.9
4. 会議出席会員は、5割以上	19	15.0
5. その他	8	6.3
(小計)	127	100.0

—その他意見—

代議員制、各班から3名。区会員の5分の1以上の代議員

8-14-3 役員会の開催回数

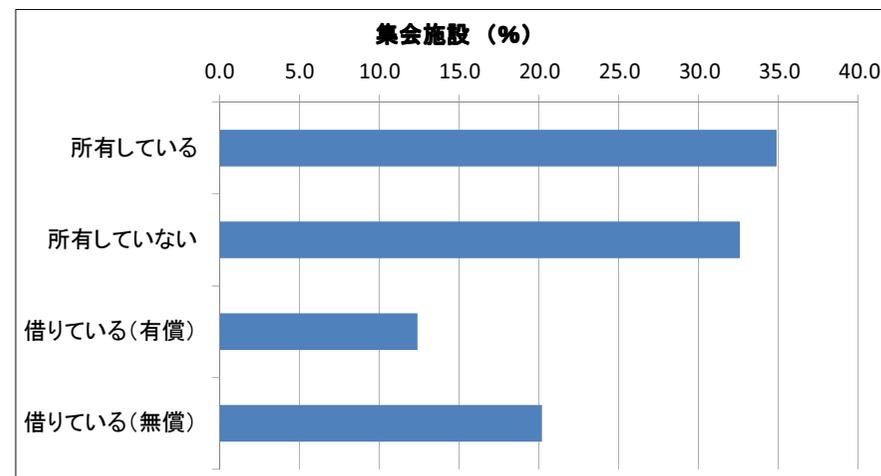
	回答数	比率(%)
1. 年1回	8	6.3
2. 年2回～3回	10	7.9
3. 年4回～6回	41	32.3
4. 年7回～12回	46	36.2
5. 年13回以上	22	17.3
6. 開催していない	0	0.0
(小計)	127	100.0



8-15 集会施設

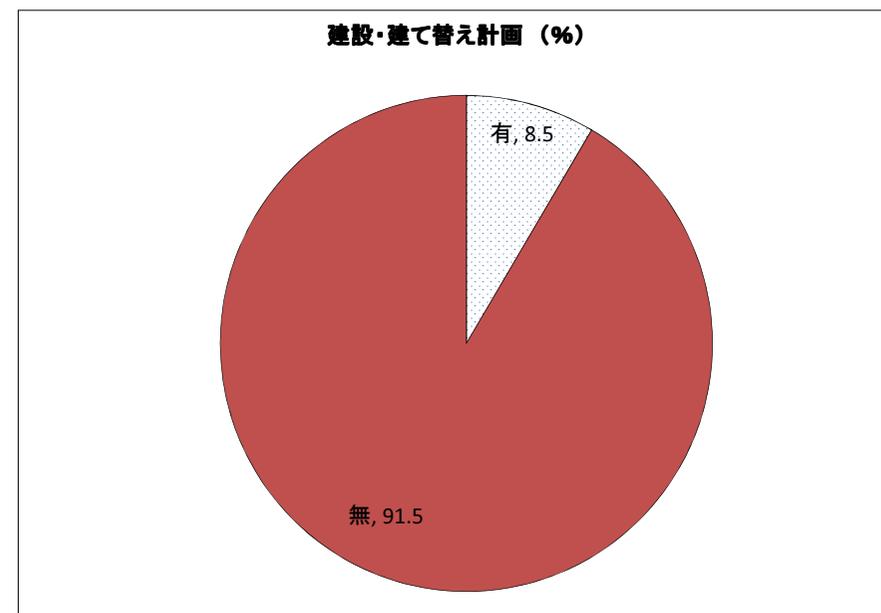
8-15-1 集会施設の所有

	回答数	比率(%)
1. 所有している	45	34.9
2. 所有していない	42	32.6
3. 借りている(有償)	16	12.4
4. 借りている(無償)	26	20.2
(小計)	129	100.0



8-15-2 建設・建て替え計画

	回答数	比率(%)
1. 有	10	8.5
2. 無	108	91.5
(小計)	118	100.0

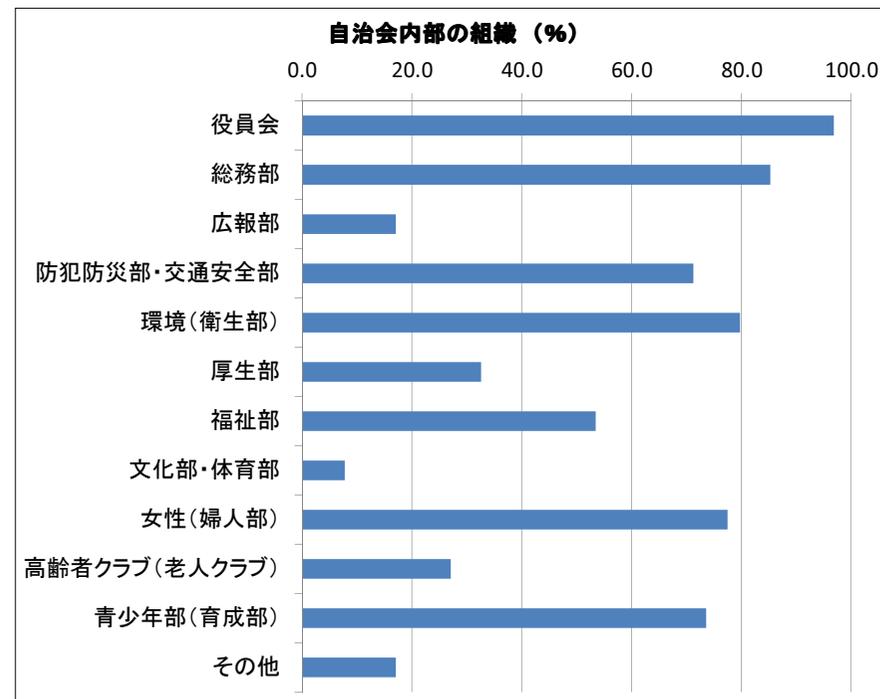


8-16 自治会内部の組織（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 役員会	125	96.9
2. 総務部	110	85.3
3. 広報部	22	17.1
4. 防犯防災部・交通安全部	92	71.3
5. 環境（衛生部）	103	79.8
6. 厚生部	42	32.6
7. 福祉部	69	53.5
8. 文化部・体育部	10	7.8
9. 女性（婦人部）	100	77.5
10. 高齢者クラブ（老人クラブ）	35	27.1
11. 青少年部（育成部）	95	73.6
12. その他	22	17.1
(小計)	825	—

比率=回答数/129×100

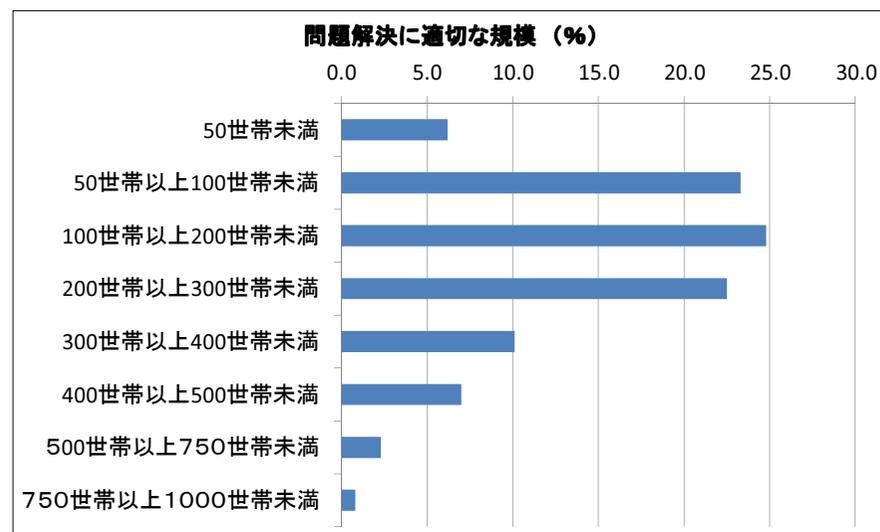
—その他意見—
自治会館運営部、リサイクル部、産業部、土木部、美化推進部、



8-17 自治会活動運営上、諸問題の解決に適切な規模（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 50世帯未満	8	6.2
2. 50世帯以上100世帯未満	30	23.3
3. 100世帯以上200世帯未満	32	24.8
4. 200世帯以上300世帯未満	29	22.5
5. 300世帯以上400世帯未満	13	10.1
6. 400世帯以上500世帯未満	9	7.0
7. 500世帯以上750世帯未満	3	2.3
8. 750世帯以上1000世帯未満	1	0.8
9. 1000世帯以上	0	0.0
(小計)	254	—

比率=回答数/129×100



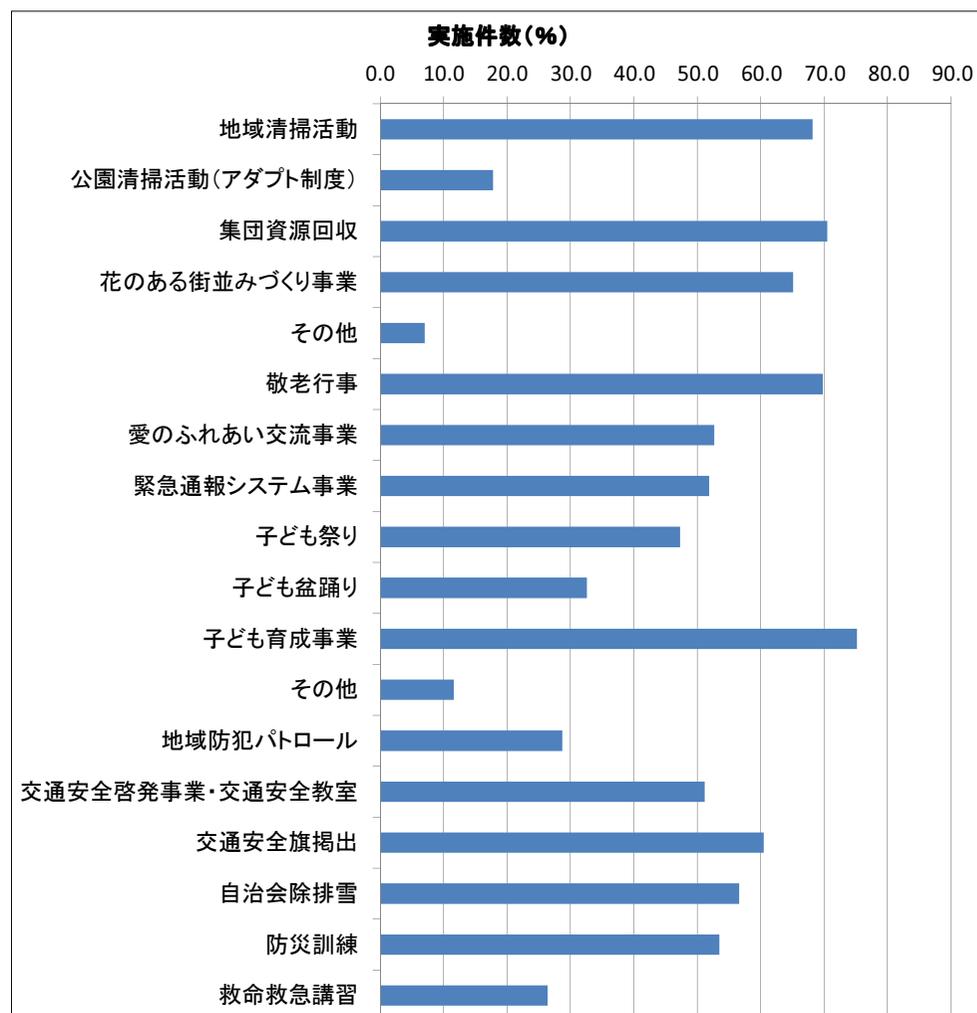
Ⅱ 自治会の活動内容について

事業毎の連携団体についてと今後の活動について

問9

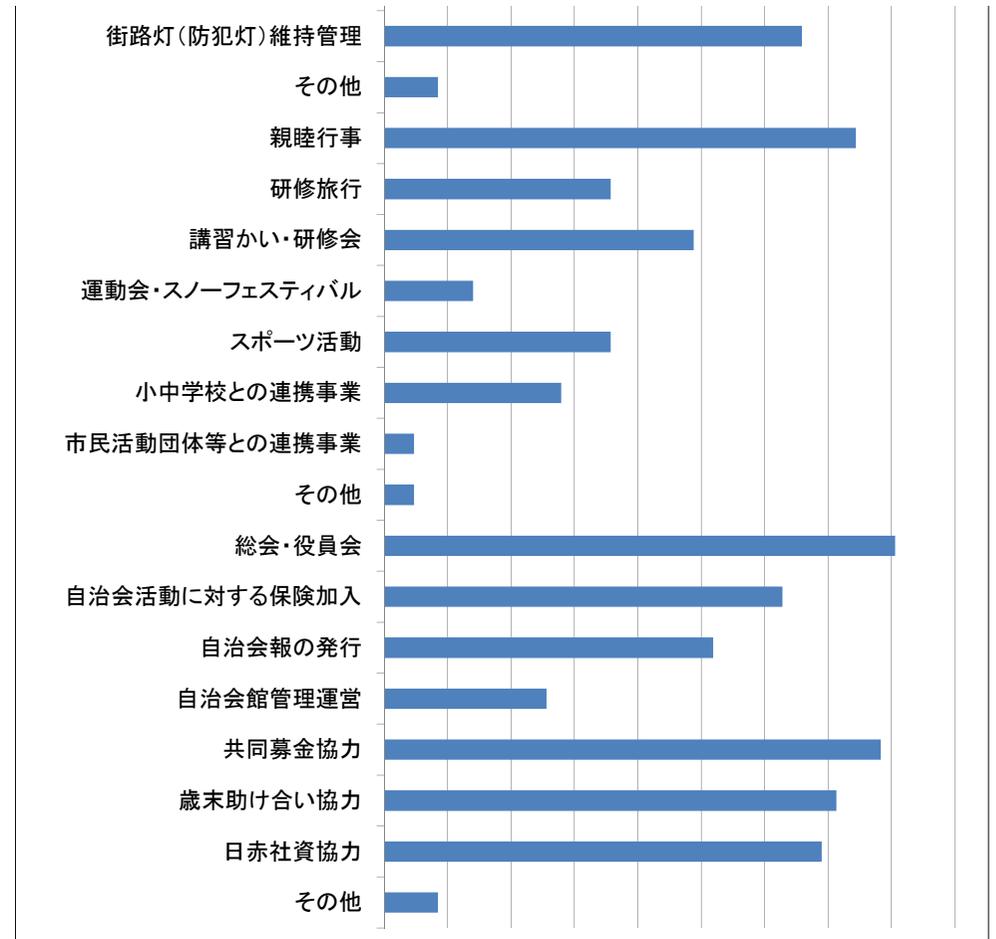
9-1 各事業の実施の有無

	回答数	比率(%)
1. 地域清掃活動	88	68.2
2. 公園清掃活動（アダプト制度）	23	17.8
3. 集団資源回収	91	70.5
4. 花のある街並みづくり事業	84	65.1
5. その他	9	7.0
6. 敬老行事	90	69.8
7. 愛のふれあい交流事業	68	52.7
8. 緊急通報システム事業	67	51.9
9. 子ども祭り	61	47.3
10. 子ども盆踊り	42	32.6
11. 子ども育成事業	97	75.2
12. その他	15	11.6
13. 地域防犯パトロール	37	28.7
14. 交通安全啓発事業・交通安全教室	66	51.2
15. 交通安全旗掲出	78	60.5
16. 自治会除排雪	73	56.6
17. 防災訓練	69	53.5
18. 救命救急講習	34	26.4



19. 街路灯(防犯灯)維持管理	85	65.9
20. その他	11	8.5
21. 親睦行事	96	74.4
22. 研修旅行	46	35.7
23. 講習かい・研修会	63	48.8
24. 運動会・スノーフェスティバル	18	14.0
25. スポーツ活動	46	35.7
26. 小中学校との連携事業	36	27.9
27. 市民活動団体等との連携事業	6	4.7
28. その他	6	4.7
29. 総会・役員会	104	80.6
30. 自治会活動に対する保険加入	81	62.8
31. 自治会報の発行	67	51.9
32. 自治会館管理運営	33	25.6
33. 共同募金協力	101	78.3
34. 歳末助け合い協力	92	71.3
35. 日赤社資協力	89	69.0
36. その他	11	8.5
(小計)	2,083	—

比率=回答数/129×100



—その他意見—

清潔な地域づくり（ゴミ箱の設置、草刈、道路点検、バス停清掃、ゴミステーション整備）

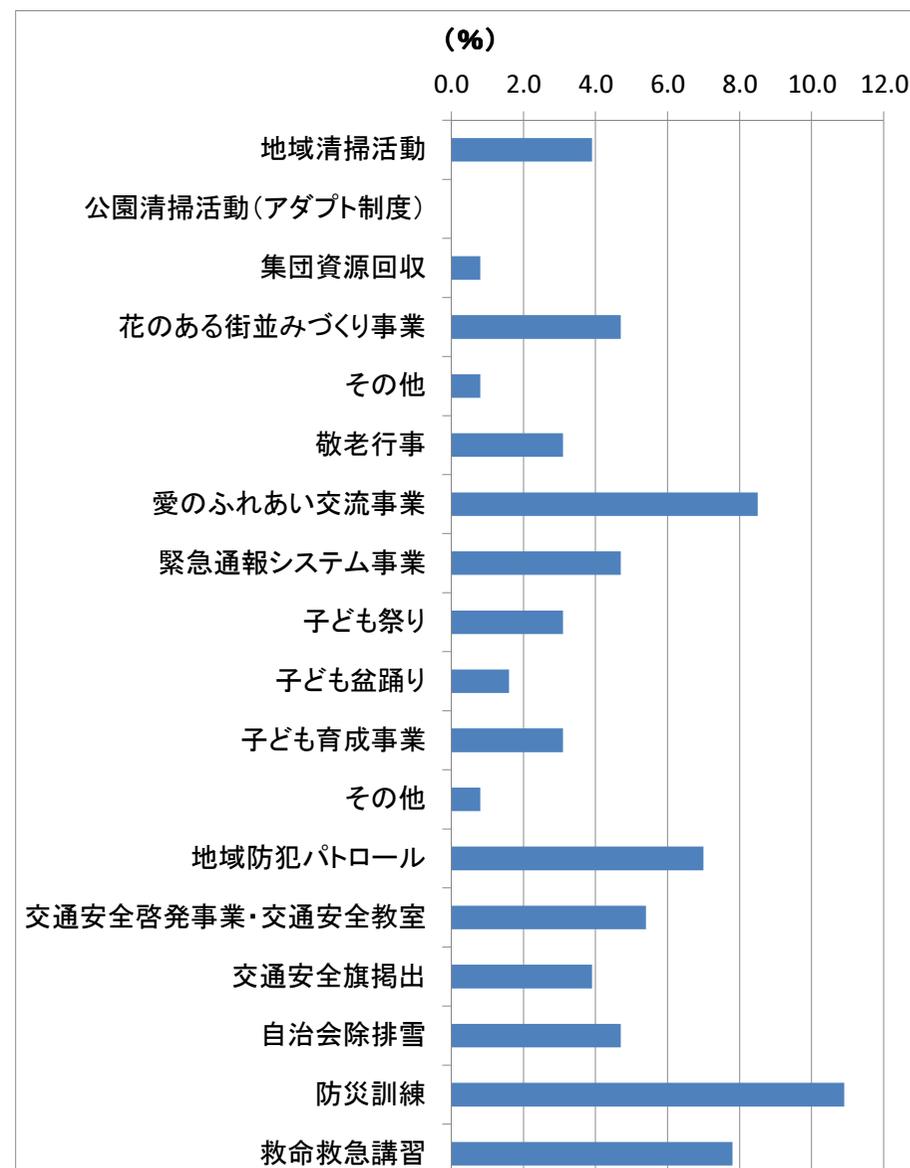
福祉育成事業（健康教室、独協老人、障がい者見回り、災害時要援護支援制度、ラジオ体操、子ども芋ほり）

安全は地域づくり事業（雪災害防止活動、学童見守り活動、要援護制度、地域安全旗掲出）

地域交流事業（三世代交流、花火大会行事、愛のふれあい）

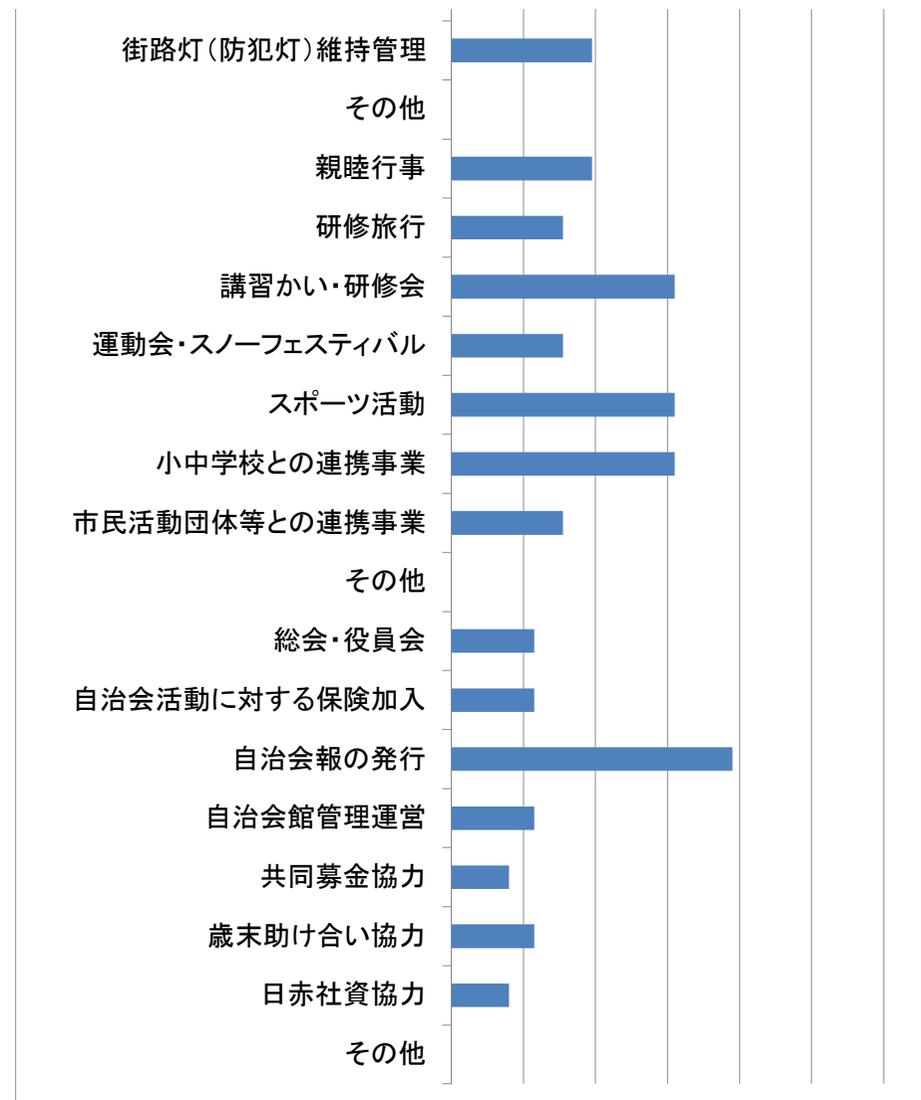
9-3 自治会で今後取り組みたい、内容を充実させたい事業

	回答数	比率(%)
1. 地域清掃活動	5	3.9
2. 公園清掃活動（アダプト制度）	0	0.0
3. 集団資源回収	1	0.8
4. 花のある街並みづくり事業	6	4.7
5. その他	1	0.8
6. 敬老行事	4	3.1
7. 愛のふれあい交流事業	11	8.5
8. 緊急通報システム事業	6	4.7
9. 子ども祭り	4	3.1
10. 子ども盆踊り	2	1.6
11. 子ども育成事業	4	3.1
12. その他	1	0.8
13. 地域防犯パトロール	9	7.0
14. 交通安全啓発事業・交通安全教室	7	5.4
15. 交通安全旗掲出	5	3.9
16. 自治会除排雪	6	4.7
17. 防災訓練	14	10.9
18. 救命救急講習	10	7.8



19.	街路灯（防犯灯）維持管理	5	3.9
20.	その他	0	0.0
21.	親睦行事	5	3.9
22.	研修旅行	4	3.1
23.	講習かい・研修会	8	6.2
24.	運動会・スノーフェスティバル	4	3.1
25.	スポーツ活動	8	6.2
26.	小中学校との連携事業	8	6.2
27.	市民活動団体等との連携事業	4	3.1
28.	その他	0	0.0
29.	総会・役員会	3	2.3
30.	自治会活動に対する保険加入	3	2.3
31.	自治会報の発行	10	7.8
32.	自治会館管理運営	3	2.3
33.	共同募金協力	2	1.6
34.	歳末助け合い協力	3	2.3
35.	日赤社資協力	2	1.6
36.	その他	0	0.0
	(小計)	168	—

比率=回答数/129×100



実施している事業について連携している団体

事業番号（下記参照）	事業名																																				計
	清潔な地域づくり					福祉育成							安全な地域づくり								地域交流								地域自治会活動								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
① 他の自治会	5	1	2	2	1	5	0	0	14	9	11	0	1	3	3	2	11	4	5	0	4	2	3	0	8	3	0	3	2	1	0	6	0	0	0	1	112
② 自治会以外の住民組織（PTA、老人会、婦人会など）	9	5	4	10	1	4	6	0	5	3	6	1	4	4	1	0	3	2	1	2	1	5	9	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93
③ サークル・同好会（文化、学習、スポーツ、趣味のサークル・同好会）	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	12
④ ボランティア（福祉、教育などのボランティア）	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
⑤ NPO法人・市民活動団体	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
⑥ 公共的な施設（保険・医療施設・福祉施設・図書館・郷土資料館など）	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	12
⑦ 協会・協議会（社会福祉協議会、防犯協会、交通安全協会など）	0	0	0	2	0	1	11	2	0	0	0	0	5	9	5	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	7	3	0	57
⑧ 経済関係団体（商工会・商工会議所・青年会議所・商店街など）	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
⑨ 教育委員会（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、短大、専門学校など）	0	0	2	2	0	1	1	0	2	1	3	0	6	3	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	40
⑩ 民間企業・事務所	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	32
⑪ 国・道・市町村	2	0	5	7	0	2	4	11	1	0	0	1	2	5	2	5	8	5	7	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	2	3	0	84
⑫ その他（上記以外の記入欄に具体的に）	1	0	0	1	0	2	2	2	2	0	0	1	1	1	0	0	2	1	1	1	2	1	2	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	30
計	20	7	21	24	2	16	26	16	29	17	21	5	22	25	12	21	29	16	20	7	13	9	21	2	16	20	0	8	3	4	1	8	11	10	9	2	493

事業名

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 地域清掃活動 | 19. 街路灯（防犯灯）維持管理 |
| 2. 公園清掃活動（アダプト制度） | 20. その他 |
| 3. 集団資源回収 | 21. 親睦行事 |
| 4. 花のある街並みづくり事業 | 22. 研修旅行 |
| 5. その他 | 23. 講習かい・研修会 |
| 6. 敬老行事 | 24. 運動会・スノーフェスティバル |
| 7. 愛のふれあい交流事業 | 25. スポーツ活動 |
| 8. 緊急通報システム事業 | 26. 小中学校との連携事業 |
| 9. 子ども祭り | 27. 市民活動団体等との連携事業 |
| 10. 子ども盆踊り | 28. その他 |
| 11. 子ども育成事業 | 29. 総会・役員会 |
| 12. その他 | 30. 自治会活動に対する保険加入 |
| 13. 地域防犯パトロール | 31. 自治会報の発行 |
| 14. 交通安全啓発事業・交通安全教室 | 32. 自治会館管理運営 |
| 15. 交通安全旗掲出 | 33. 共同募金協力 |
| 16. 自治会除排雪 | 34. 歳末助け合い協力 |
| 17. 防災訓練 | 35. 日赤社資協力 |
| 18. 救命救急講習 | 36. その他 |

新しく連携したい、連携を強化したい団体

事業番号（下記参照）	事業名																																				計								
	清潔な地域づくり					福祉育成							安全な地域づくり								地域交流								地域自治会活動																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36									
① 他の自治会	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
② 自治会以外の住民組織（PTA、老人会、婦人会など）	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
③ サークル・同好会（文化、学習、スポーツ、趣味のサークル・同好会）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
④ ボランティア（福祉、教育などのボランティア）	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
⑤ NPO法人・市民活動団体	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
⑥ 公的な施設（保険・医療施設・福祉施設・図書館・郷土資料館など）	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
⑦ 協会・協議会（社会福祉協議会、防犯協会、交通安全協会など）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
⑧ 経済関係団体（商工会・商工会議所・青年会議所・商店街など）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
⑨ 教育委員会（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、短大、専門学校など）	0	2	1	0	0	0	1	0	0	3	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
⑩ 民間企業・事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
⑪ 国・道・市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
⑫ その他（上記以外の記入欄に具体的に）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	0	2	1	0	2	0	4	3	4	4	1	4	2	3	3	1	3	3	4	2	0	2	1	10	4	3	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	

事業名

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 地域清掃活動 | 19. 街路灯（防犯灯）維持管理 |
| 2. 公園清掃活動（アダプト制度） | 20. その他 |
| 3. 集団資源回収 | 21. 親睦行事 |
| 4. 花のある街並みづくり事業 | 22. 研修旅行 |
| 5. その他 | 23. 講習かい・研修会 |
| 6. 敬老行事 | 24. 運動会・スノーフェスティバル |
| 7. 愛のふれあい交流事業 | 25. スポーツ活動 |
| 8. 緊急通報システム事業 | 26. 小中学校との連携事業 |
| 9. 子ども祭り | 27. 市民活動団体等との連携事業 |
| 10. 子ども盆踊り | 28. その他 |
| 11. 子ども育成事業 | 29. 総会・役員会 |
| 12. その他 | 30. 自治会活動に対する保険加入 |
| 13. 地域防犯パトロール | 31. 自治会報の発行 |
| 14. 交通安全啓発事業・交通安全教室 | 32. 自治会館管理運営 |
| 15. 交通安全旗掲出 | 33. 共同募金協力 |
| 16. 自治会除排雪 | 34. 歳末助け合い協力 |
| 17. 防災訓練 | 35. 日赤社資協力 |
| 18. 救命救急講習 | 36. その他 |

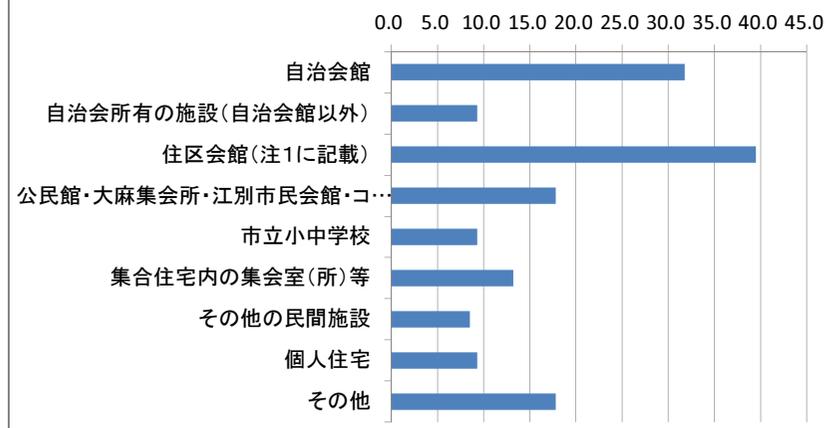
問10 利用施設（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 自治会館	41	31.8
2. 自治会所有の施設（自治会館以外）	12	9.3
3. 住区会館（注1に記載）	51	39.5
4. 公民館・大麻集会所・江別市民会館・コミュニティセンター等公的施設	23	17.8
5. 市立小中学校	12	9.3
6. 集合住宅内の集会室（所）等	17	13.2
7. その他の民間施設	11	8.5
8. 個人住宅	12	9.3
9. その他	23	17.8
（小計）	202	—

比率=回答数/129×100

—その他意見—
公園、市民活動センターあい、社務所、東野幌体育館、飲食店

利用施設（%）



注1 江別市区画整理記念会館・野幌公会堂・江別元町・野幌鉄南・
大麻東・文京台・豊幌・大麻西 各地区センター

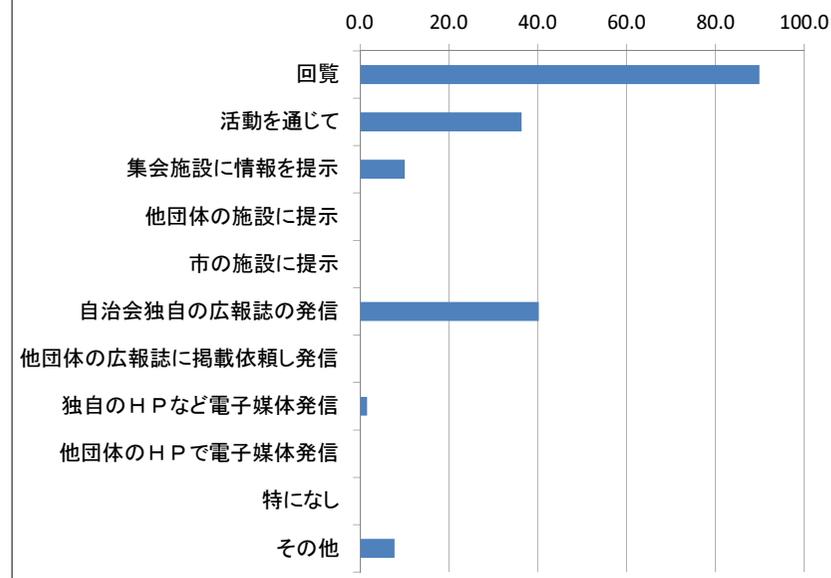
問11 自治会活動状況の伝達方法（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 回覧	116	89.9
2. 活動を通じて	47	36.4
3. 集会施設に情報を提示	13	10.1
4. 他団体の施設に提示	0	0.0
5. 市の施設に提示	0	0.0
6. 自治会独自の広報誌の発信	52	40.3
7. 他団体の広報誌に掲載依頼し発信	0	0.0
8. 独自のHPなど電子媒体発信	2	1.6
9. 他団体のHPで電子媒体発信	0	0.0
10. 特になし	0	0.0
11. その他	10	7.8
（小計）	240	—

比率=回答数/129×100

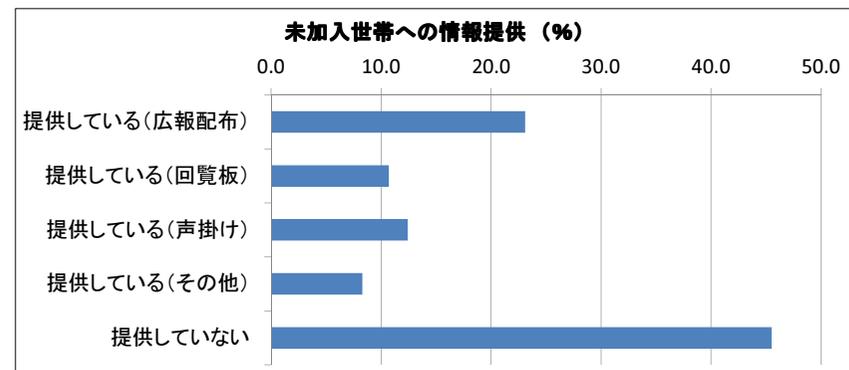
—その他意見—
年間スケジュール表を戸別配布、管理組合と共同で広報紙を発行

自治会活動の伝達方法（%）



問12 自治会未加入世帯への情報提供

	回答数	比率(%)
1. 提供している(広報配布)	28	23.1
2. 提供している(回覧板)	13	10.7
3. 提供している(声掛け)	15	12.4
4. 提供している(その他)	10	8.3
5. 提供していない	55	45.5
(小計)	121	100.0



Ⅲ 自治会活動における問題について

問13 人材・住民・運営

13-1 人材について（自治会役員等）複数回答

	回答数	比率(%)
1. 役員のなり手がいない、少ない	65	40.1
2. 自治会活動の担い手がいない、少ない	42	25.9
3. 事務処理ができる人がいない、少ない	17	10.5
4. 活動の指導者がいない、少ない	21	13.0
5. 活動の経験が不足している	17	10.5
6. その他	0	0.0
(小計)	162	100.0

比率=回答数/129×100

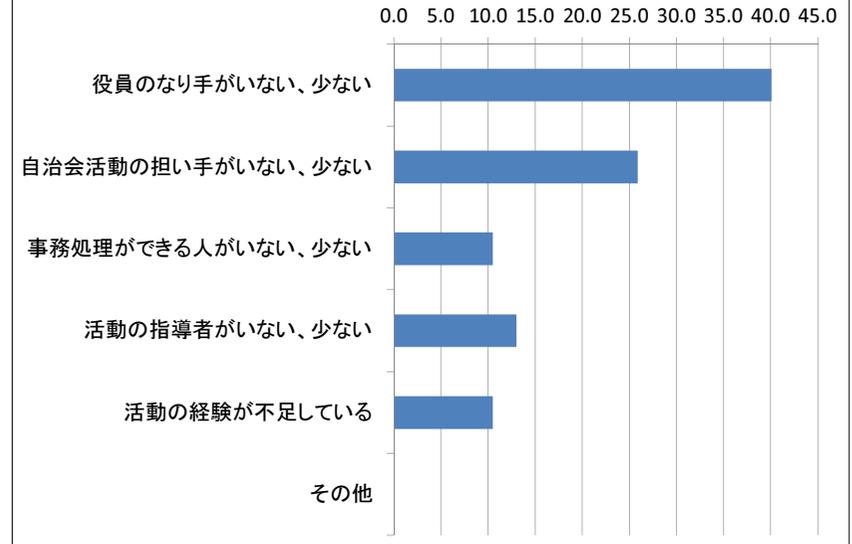
—その他意見—
高齢者が多く、若者が少ない。若い人の担い手が必要。役員をやっている暇がない。

13-2 住民について

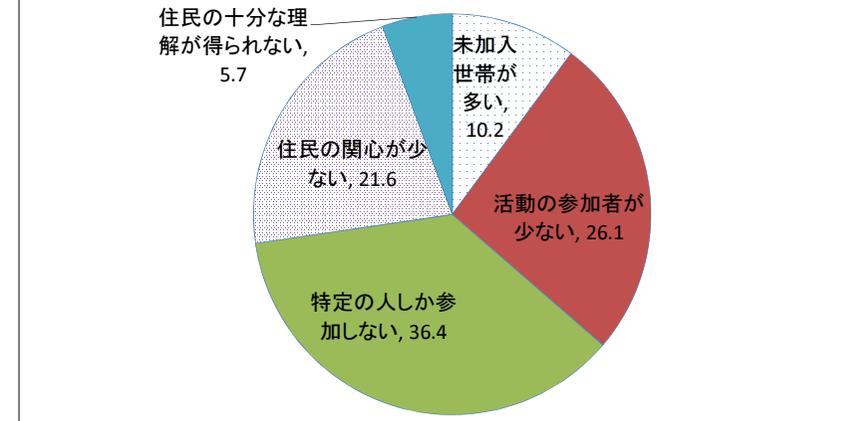
	回答数	比率(%)
1. 未加入世帯が多い	9	10.2
2. 活動の参加者が少ない	23	26.1
3. 特定の人しか参加しない	32	36.4
4. 住民の関心が少ない	19	21.6
5. 住民の十分な理解が得られない	5	5.7
6. その他	0	0.0
(小計)	88	100.0

—その他意見—
高齢化が進み、何事にも消極的、年金支給の関係で60代はほとんどが働いている。厳しい経済状況なので、働くことで精一杯で自治会に参加している暇はない。関心がない世帯もいるが、自治会の決まりは大体守ってくれているし、協力して下さる方も沢山います。

人材について-そう思う(%)



住民について-そう思う(%)

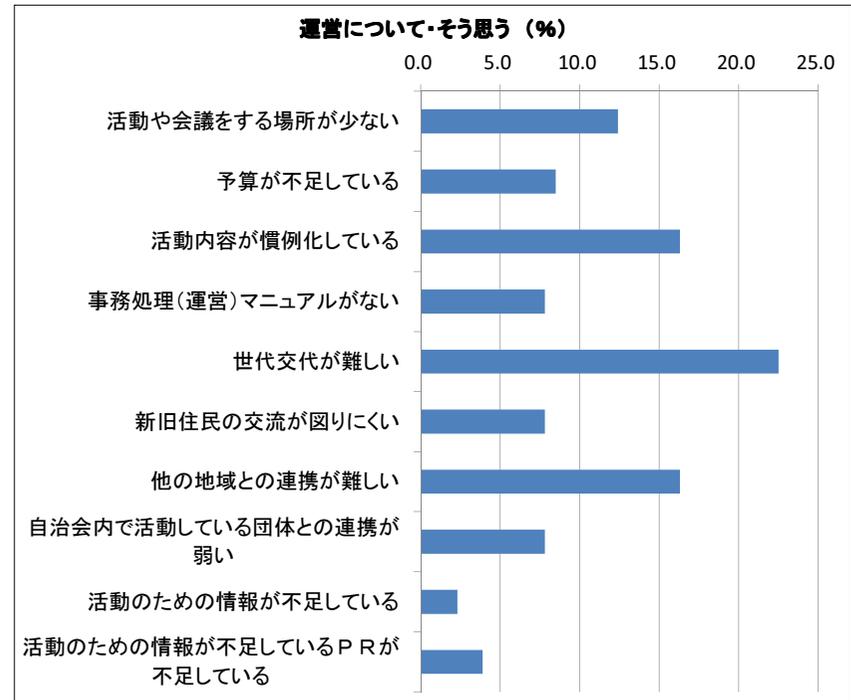


13-3 運営について（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 活動や会議をする場所が少ない	16	12.4
2. 予算が不足している	11	8.5
3. 活動内容が慣例化している	21	16.3
4. 事務処理（運営）マニュアルがない	10	7.8
5. 世代交代が難しい	29	22.5
6. 新旧住民の交流が図りにくい	10	7.8
7. 他の地域との連携が難しい	21	16.3
8. 自治会内で活動している団体との連携が弱い	10	7.8
9. 活動のための情報が不足している	3	2.3
10. 活動のための情報が不足しているPRが不足している	5	3.9
11. その他	0	0.0
(小計)	136	—

比率=回答数/129×100

—その他意見—
 会館や公共施設がないため、打ち合わせや交流の場所に苦慮している。
 自治会内にサークルが9つあり、活発に活動している。



IV 自治会活動における問題解決について

問14 自治会加入促進対策

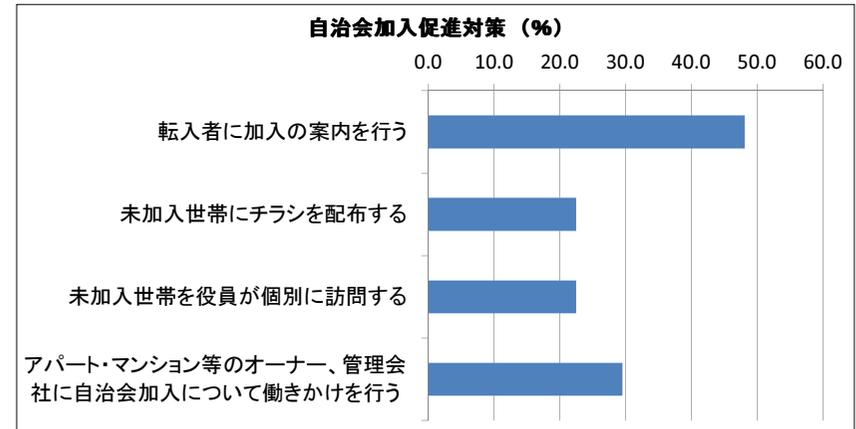
14-1 自治会加入促進対策（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 転入者に加入の案内を行う	62	48.1
2. 未加入世帯にチラシを配布する	29	22.5
3. 未加入世帯を役員が個別に訪問する	29	22.5
4. アパート・マンション等のオーナー、 管理会社に自治会加入について働きかけを行う	38	29.5
5. その他	0	0.0
(小計)	158	—

比率=回答数/129×100

—その他意見—

アパート（ひとり暮らし）の加入は難しい。特にはたらきかけはしない。



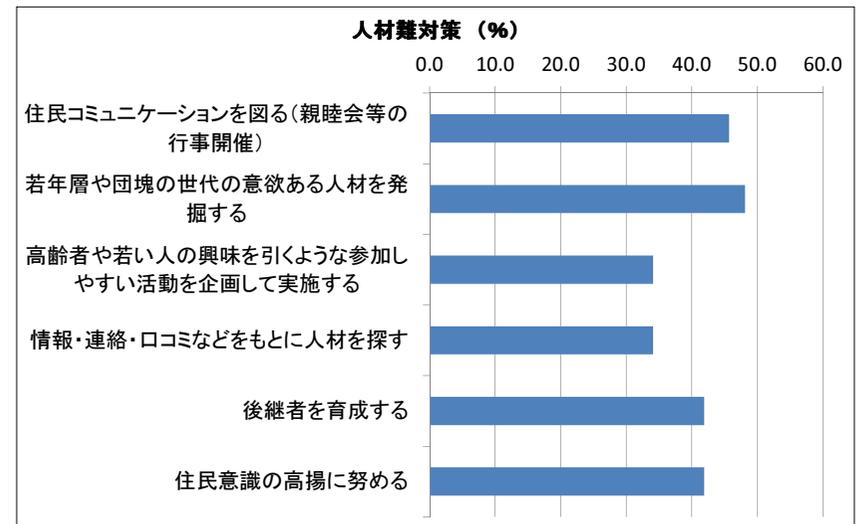
14-2 人材難対策（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 住民コミュニケーションを図る（親睦会等の行事開催）	59	45.7
2. 若年層や団塊の世代の意欲ある人材を発掘する	62	48.1
3. 高齢者や若い人の興味を引くような参加しやすい活動を企画して実施する	44	34.1
4. 情報・連絡・口コミなどをもとに人材を探す	44	34.1
5. 後継者を育成する	54	41.9
6. 住民意識の高揚に努める	54	41.9
7. その他	0	0.0
(小計)	317	—

比率=回答数/129×100

—その他意見—

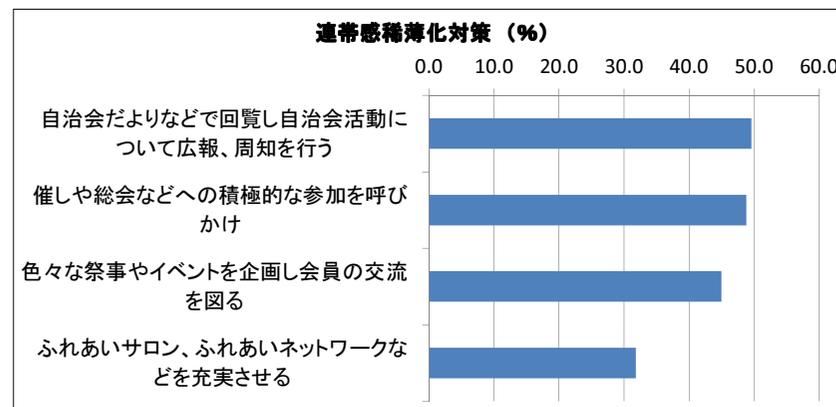
モンスターの会員に対処できる人（役員）並びに権限を持ち、役所が正しくバックアップする。
居住者の高齢化が進むときに、自治会とのつながりを嫌うようになるのも致し方ないのかもしれない。



14-3 地域の連帯感稀薄化対策（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 自治会だよりなどで回覧し自治会活動について広報、周知を行う	64	49.6
2. 催しや総会などへの積極的な参加を呼びかけ	63	48.8
3. 色々な祭事やイベントを企画し会員の交流を図る	58	45.0
4. ふれあいサロン、ふれあいネットワークなどを充実させる	41	31.8
5. その他	0	0.0
(小計)	226	-

比率=回答数/129×100



—その他意見—

広報誌を年6回発行。

個人情報保護法の立場で、居住者との接触が難しい。会費はアパートのオーナーや管理会社から受け取っている。

4に取り組みたいが場所がない、1～4の活動例を知りたい。

イベントを行うのは良いが、数年間やっている役員が疲れてきて継続できなくなるし、次の会長の段階でなくなる可能性が大である。

14-4 運営上の問題に対する対策（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 住区会館などの公共施設を利用する	52	40.3
2. 集会施設等の建設・設置（検討含む）する	19	14.7
3. 他組織との交流、連携を務める	30	23.3
4. 組織を簡素化し、近隣自治会と合同会議や催しを行う	22	17.1
5. 事務処理マニュアルなどの運営に手引きを作成する	25	19.4
6. 住民への自治会活動の必要性を啓蒙し、啓発し意識付けを行う	49	38.0
7. その他	0	0.0
(小計)	197	-

比率=回答数/129×100



—その他意見—

近くに活動の場がないため計画は難しい。

10年～20年後には自治会として成り立っているのか心配。

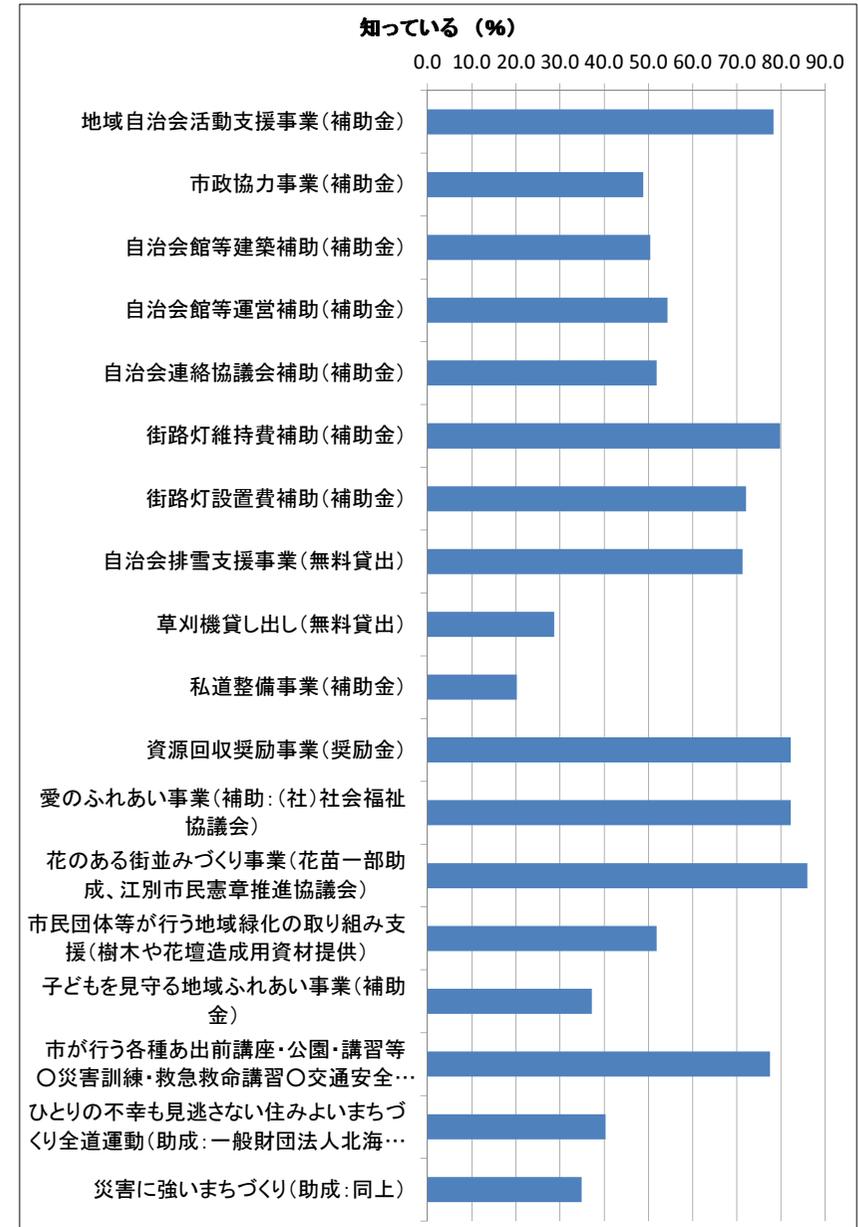
V 江別市等の自治会活動支援策等について

問15 自治会活動支援等について

15-1 知っている（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 地域自治会活動支援事業（補助金）	101	78.3
2. 市政協力事業（補助金）	63	48.8
3. 自治会館等建築補助（補助金）	65	50.4
4. 自治会館等運営補助（補助金）	70	54.3
5. 自治会連絡協議会補助（補助金）	67	51.9
6. 街路灯維持費補助（補助金）	103	79.8
7. 街路灯設置費補助（補助金）	93	72.1
8. 自治会排雪支援事業（無料貸出）	92	71.3
9. 草刈機貸し出し（無料貸出）	37	28.7
10. 私道整備事業（補助金）	26	20.2
11. 資源回収奨励事業（奨励金）	106	82.2
12. 愛のふれあい事業（補助：（社）社会福祉協議会）	106	82.2
13. 花のある街並みづくり事業（花苗一部助成、江別市民憲章推進協議会）	111	86.0
14. 市民団体等が行う地域緑化の取り組み支援（樹木や花壇造成用資材提供）	67	51.9
15. 子どもを見守る地域ふれあい事業（補助金）	48	37.2
16. 市が行う各種あ出前講座・公園・講習等 ○災害訓練・救急救命講習○交通安全啓発事業・交通安全教室等	100	77.5
17. ひとりの不幸も見逃さない住みよいまちづくり全道運動（助成：一般財団法人北海道町内会連合）	52	40.3
18. 災害に強いまちづくり（助成：同上）	45	34.9
19. その他	0	0.0
(小計)	1,352	—

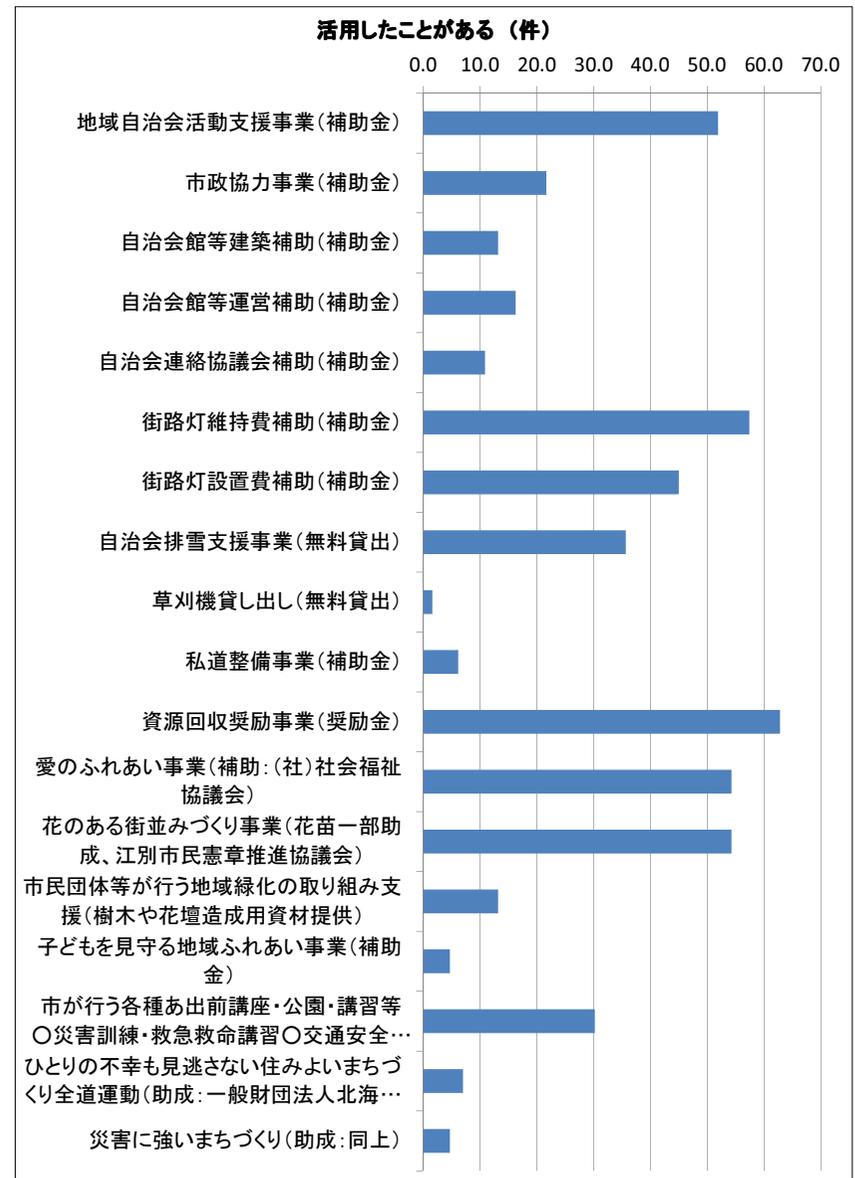
比率=回答数/129×100



15-2 活用したことがある（複数回答）

	回答数	比率(%)
1. 地域自治会活動支援事業（補助金）	67	51.9
2. 市政協力事業（補助金）	28	21.7
3. 自治会館等建築補助（補助金）	17	13.2
4. 自治会館等運営補助（補助金）	21	16.3
5. 自治会連絡協議会補助（補助金）	14	10.9
6. 街路灯維持費補助（補助金）	74	57.4
7. 街路灯設置費補助（補助金）	58	45.0
8. 自治会排雪支援事業（無料貸出）	46	35.7
9. 草刈機貸し出し（無料貸出）	2	1.6
10. 私道整備事業（補助金）	8	6.2
11. 資源回収奨励事業（奨励金）	81	62.8
12. 愛のふれあい事業（補助：（社）社会福祉協議会）	70	54.3
13. 花のある街並みづくり事業（花苗一部助成、江別市民憲章推進協議会）	70	54.3
14. 市民団体等が行う地域緑化の取り組み支援（樹木や花壇造成用資材提供）	17	13.2
15. 子どもを見守る地域ふれあい事業（補助金）	6	4.7
16. 市が行う各種あ出前講座・公園・講習等 ○災害訓練・救急救命講習○交通安全啓発事業・交通安全教室等	39	30.2
17. ひとりの不幸も見逃さない住みよいまちづくり全道運動（助成：一般財団法人北海道町内会連合）	9	7.0
18. 災害に強いまちづくり（助成：同上）	6	4.7
19. その他	0	0.0
(小計)	633	—

比率=回答数/129×100



自治会の課題・市への要望（その他意見より）

自治会活動の大きな目的の一つに、災害等による会員の被害の防止及び軽減がある。この為、防災に関する規約を設け、事業の推進を図っているが、今年の大雪災害には十分な防災機能が果たされなかった。その原因の一つには、自治会の自主防災組織の担当者が全て、自治会役員の横滑りで、専門的知識に乏しく、防災に対する自覚も充分でないことがあげられる。従って、今後は自然の大災害に備えて、自治会の防災組織の担当者の中に、防災に関する専門的知識を有する者を配置することが望ましいと推量する。この実現に向け、市の支援を期待する。

家庭や学校でも、しっかりマナーを身につけるよう、要望しておきます。

役員（専門部長）の役割の中で、文章の作成など、パソコンの出来る役員が少なく、今後の課題である。

各種行事に、高齢化に伴う参加人員の減少が見られるが、広報活動の強化に努めて参る。

年金生活者が多いが、自己負担の必要な行事への参加が少ないと思っており、自己負担額の軽減も必要と考えている。

青少年育成に対する行事への参加がなく、原因を考えている。

（社）社会福祉協議会（愛のふれあい事業）を活用しているが、自治会負担金300円/戸/年、を納めています。この負担金制度は自治会員のみではなく、未加入者にも負担させ、市全体の制度として均衡のある制度にしていきたい。

今、私共の自治会では、高齢者、一人暮らし、障がい者との交流や各種の福祉活動に対し、民生委員がどの様にかかわり、自治会との協力連携を強化するよう、皆さんと話し合いをしております。（現在は、会長が民生委員、児童委員を兼務しておりますが、次の代の方への位置付けと協力体制を明確にする必要がある）

情報を各戸（会員）に提供し、理解と協力をいただく様努め、役員会の出席率を高め、活動を反映していきたい。（私共の役員会は、平均90%以上です。）

自治会三大目標を決め、居住区画及び会報等には必ず記載する。

1. 町内から絶対火事を出さないよう、努めましょう。
2. 隣近所声をかけあい、仲良くしましょう。
3. 交通事故を起こさない、またあわないようにしましょう。

区には、区長補佐の為、副区長制を導入、また自治会費の1割を区に助成する。

自治会排雪費は、月100円とし、自治会費と同時に集める。年間1,200円とし、不足分は資源回収費より補う。

ごみ減量のため、燃えないごみの日に資源物等が出してある時は、ポットクラブの会員が一時預かり月1回の自治会資源の日に取りまとめて出す。謝礼として、年間3万円を助成する。この外、自治会本部会計より年間健康対策費として5万円を助成する。

低地帯に住む住民として、水害対策3排水機場を有する地域で農業専業の中、運転手等に仮出され地域を守っている現状の中、管理運営対策等考えていただきたい。

今後も地域住民全員と協議、協力し合って、自治会活動及び地域環境を守っていきたいと思います。

自治会は、特に地域行政の唯一の窓口と思っています。

しかし、加入率や活動の実情（特に役員のみならず手不足と自治意識の低さ）から、行政と地域住民のパイプ役を担っているとは思えない。さらに、福祉行政（多くは協議会一社協によって）が大きな部分を占めている実態から見て、もっと実情に合った、確実な実行が見られるよう、行政全体を見直し、その中での自治会のあり方、実効的な活動が見られるよう、検討を加えるべきと考えます。

平成9年から発足されました自治会ですが、大変混乱した時期もありました。今もその時の陰りがありまして、自治会の世帯構成が若い世代で構成されているためか、自治会活動から遠ざかる世帯が多い様に思われることが数年間の課題になっております。したがって、自治会役員の見直しにも大変苦慮している所です。若い世代が多く、高齢者で活動できる人材も少なく、地域活動にも苦慮しております。数年前からの課題でありました自治会の分割も、4年間の時間がかかり、今年4月1日から分割発足したところです。両自治会の資産も両自治会の資産として、法的に登記、保金することができました。市の多大なご指導とご協力に、心より感謝申し上げます。これからも大きな仕事があります。任期中にメドをつけ、このことが地域交流、地域の親睦が進み、若い世代の人々が、高齢者も含めて自治会活動に今まで以上に関心を持って頂ける様、願っております。

集会施設（研修所）の老朽等のメンテナンスの助成（補助）

- ・屋根塗装
- ・壁亀裂

災害対策に新たな取り組みについて報じられ、結構なことと思いますが、その主導はあくまでも市が行い、自治会等に丸投げすることのないような施策であることを要望します。

※自治会役員の行動範囲は限られているものです。

現在、一人暮らしの人や高齢者等を対象とした、「愛のふれあい事業」を夏場、月一回実施しているが、これらの事業スタッフは、ボランティアに頼っているのが現状である。

これからますます進むであろう高齢化社会に向けて、こういったボランティアの確保や、取り組み強化を図る視点から、ポイント制の導入（将来、自分にも活用できる）なども検討の必要があると思われる。

全市一斉清掃の日の制定方法に疑問がある。

自治会に対し、意見を聞くことなく、連絡協議会の役員だけで決めている感がある。できれば、土曜日にしてほしい。

独立してまだ日が浅いため（2年位）なかなか活動を多く取り込められない。住民が大半、現役の職業を持つ若い方達が多いので、協力はしていただけるが、上に立って色々指導なりしていただける方が少ない。これから何年かかかると思うが、皆さんの力を借りて作り上げていき、次の世代に渡していくようにしたい。乱筆にて失礼いたしました。

オーナー一人だけでも排雪費（月300円）払っていただけないかと考えています。（聞くと、オーナーが排雪するという事になっていると言うが、ほとんどしたのを見たことがありません。）

※アパート、マンションの大きさによって、オーナーが何棟分かの排雪費を払っていただけないものか。行政からも働きかけていただきたい。

発想の転換、役員の若返り、組織の再構築など、一つ一つの積み上げが必要であると思っています。

・今後の課題

- ①60歳代の後継者の発掘と育成
 - ②新規事業内容の発見と開拓
-

市からの奨励金及び補助金を現在の現状を見直しをして、自治会に対し、値上げしてほしいです。

愛のふれあい事業の助成金を値上げしてほしいです。

集合住宅等、アパートの加入世帯が少ない。行政指導の必要あり。

自治会館運営費補助金の増額について（要望）

現在、江別市から会館運営費の助成を受けておりますが、非常に厳しい経営状況にあります。つきましては、自治会活動により弾力性をもたせるためにも、是非、管理費相当分に見合う程度の補助金の増額をお願いいたします。

I 経緯

当会館は、昭和52年11月に土地区画整理組合の多大な助力のもと、自治会各役員の寄付金そして江別市の補助金により完成した。会館用地（374坪）は、区画整理組合から江別市に寄贈され、当該地は改めて当自治会が無償貸与を受け、現在に至っている。

II 会館運営の現状

予算額は年間約320万円で、収入の内訳は、自治会からの繰入金が120万円、使用料等収入で100万円、江別市からの補助金が19万円で、その他繰越金となっている。支出の内訳は管理人への管理費が93万円で、あとは光熱水費、備品費、修繕費等である。

III 課題

会館運営収入の増収は厳しく、一方では建物の老朽化も進んでいるので修繕・改修工事費が年々必要になってきている。このため、収入増を目指し、塾やサークルなどの使用料収入の確保に努めてきたが、もはや限界に近い。

現状、会議や打ち合わせのための日程調整に苦慮しており、会館本来の目的である自治会活動が制限されつつある。また、地域に密着した新規交流事業を検討するにしても常設の場の設定等課題がある。

市の災害対策について、市長の発言と担当課との温度差があるのではないかと考える。

中原道路の拡幅工事に関わる安全施設（交通）の要望書をH19年に提出したが、市長の回答がH23、6月に来ました。4年目でやっと来た回答が全て事務的で、真剣に対応しているのか、疑問である。

会館の屋根のトタン替えについては、即予算化され、高く評価しています。部署によって自治会に対する誠意の差が歴然としているのはどうしてなのか。市全体のモチベーションを高揚してほしいです。

各種補助金を増額してもらいたい

例

- ・街路灯設置は町を明るく、「ちかん」防止によく、私は防犯灯を年ごとに増やし、約30灯ほど増やしているが、電気量の60%補助を70%にってもらいたい
 - ・東野幌総合公園（H13、9都市計画課）について再検討していただきたい
 - ・各公園の植樹を「江別の木」を増やしていただきたい
-

江別市が自治会活動をどの様に利用しようとしているのかが分からない。暇な老人の趣味代わりにさせているのか。分かれば、役員も自治会活動に力が入るのではないか。

本来、自治会の活動（仕事）は、江別市がやることではないか。と思う。積極的に自治会活動に関与すべきだ。

厳しい経済環境の中で、現役者は精一杯働いている。自治会活動に参加している暇はないのが現状である。したがって、役員は老人が多い。

活動行事を考えると、本当にこんな行事が住民に役に立っているのかと考えてしまう。（必要ないのではないか。）
行政の一環として、自治会活動を位置づけ、市職員が積極的に自治会役員に携わり、市行政に利用すればいいと思う。

行事が沢山あって忙しいのですが、代理人などを参加させたり、協力していきたいと思います。

住民参加に対してのPRの方法

会議関係等の会場確保について

行事、活動に要する経費等について

会員個々の意見の集約方法等について

自治会組織は、役所・学校・会社等の組織と異なり、意思統一を図り物事を決め進めるまでに非常に時間がかかり、容易なことではない。役所・学校・会社等の組織の場合、頻繁に打合せや小会議を持つことが可能であり、更に職員個々の思考や目指す目標等に共通する点も多いので、理解を深め、意思統一を図り物事を進めることが比較的容易である。

しかし、自治会組織は、会員の職業が全く異なり、思考や目指す目標に共通する点はほとんどなく、更に、頻繁に打合せや会議を持つことも困難（場所の問題・時間の問題等）である。従って、比較的安易な課題は解決できるが、複雑で多様な意見の出るような課題の解決は極めて困難である。

自治会組織は、役所・学校・会社等の組織とは全く異なることを関係者に理解をしていただきたい。

いかに地域住民に関心を持ってもらうかについて考えている。

自治会排雪についてお願いがございます。

当商店街の道路事情について、江別市は充分ご承知のように、狭隘な市道が商店街を貫通しており、10tダンプの出入りが不可能であります。（現在4tダンプで排雪している）

現在、市の制度（自治会排雪）での対応は4tダンプ使用は市の助成対象にならず、当自治会として、毎年苦慮している処であります。

何卒、4tダンプ使用での助成制度も認めるよう、善処法をお願いいたします。

商店街が衰退し、大変苦慮しております。空店舗、売店舗が多くすっかり活気の乏しい街になってしまいました。少しでも打開の道を探るためにも、江別市経済部（商店街振興、新規事業所立地）、江別商工会議所との連携を図りたいと考えております。さし当り、当自治会と類型（大都市近郊の住宅団地等）の既存商店街活性化実例をご教授いただきたいと思いますと考えておりますので、江別市の「出前講座」のメニューに加えていただきたいと思います。

平成21年10月、大麻団地まちづくり指針が江別市に提起されております。この指針に関連して、当商店街の想定される将来の位置付けが明確に示されておられません。

例えば空店舗等の活用、駐車スペースのあるコンパクトな商店街、コミュニティビジネスの取入れ等、商店街の再編と利活用に関する実施主体が事業者任せられております。これでは、絵に描いた「もち」になりかねません。

そこで、お願いがございます。

指針の具体化を進めるために、是非行政機関が関与して、指導的立場を発揮されるべきだと考えますが、如何お考えなのかお伺いいたします。

道営団地造成時（昭和39年）2番通りに面して商店街が形成されことを嫌った北海道が2番通と商店（私有地）の間に挟まれた形で幅員2mの道有地（後に市に移管）がございます。

これは当時の思想の基に造成されたわけですが、現在では当地区にとっては大きな障害になっております。

江別市は速やかにこの土地のあり方について整理をされ、無償でまたは廉価にて当該土地権者に処分すべきものと考えておりますが、江別市にお考えをお伺いいたします。

問題点まとめ(多数意見)

【未加入・脱会に関すること】

- ・アパート・マンション住人は自治会に参加しない
- ・アパート・マンションに入っている人のほとんどが未加入で、特に排雪費の負担増で困っている
- ・社会が費用対効果による成果を上げる一方、家庭でも同様の傾向が見られ、自治会に加入したメリットが少ないので脱会するケースが増えている

【自治会館に関すること】

- ・集会施設(研修所)の老朽等のメンテナンスの助成(補助)

【会費に関すること】

- ・年金生活者が多く会費(個人負担の必要な行事)が負担

【回覧に関すること】

- ・会議・回覧が多く、何の文章だったか思い出せない
- ・回覧等の配布回数が多い

【高齢化に関すること】

- ・住民の高齢化・独居老人の増加
- ・住民の高齢化により自治会活動に支障が出る
- ・少子高齢化(活性力に低下)

【地域の連帯感】

- ・若年層ほど、地域の連帯感が稀薄している

問題点まとめ(多数意見)

【活動に関すること】

- ・平日日中に開催される研修会(会議)の参加が難しい
- ・活動がマンネリ化している
- ・会員が活動に無関心
- ・自治体の世帯構成が若い世代で構成されているためか、自治会活動から遠ざかる世帯が多い
- ・各種行事への参加の減少
- ・青少年育成に対する行事の参加が少ない
- ・会費の値上げが無理な状況下であり、事業数が固定化し、幅を広げることができない
- ・町内で一声(声かけ)運動を実施したいが、他の町内会等の関係で進展させられないで苦慮している
- ・自治会の10年後に不安がある

【個人情報保護法】

- ・個人情報保護法以降の情報の不足
- ・個人情報保護法がらみで、特に介護を必要としている家族とのコミュニケーションがとりづらい

【ゴミに関すること】

- ・ゴミステーションへの不法投棄
- ・ゴミのポイ捨て
- ・ゴミステーションのカラス対策

【予算に関すること】

- ・予算不足

問題点まとめ(多数意見)

【役員に関すること】

- ・役員のなり手がいない
- ・役員改選が困難
- ・役員の長期化
- ・パソコンを使用できる人が少ない
- ・上に立って色々指導なりして頂ける人がいない
- ・専業農家戸数が減少する中、農業関連団体等の役員等、複数兼務をせざるを得ない状況の中、自治会活動も多様化していることによる重責、負担が多くなって来ている現状である
- ・マンション管理組合が別組織として役員を構成しており、人材が組合に集中している。また、当マンションは築18年になるが、理事長がまだ二人目で長期化しており、自治会は管理組合の下部組織的な発想の上部理事がおり、自治会活動を鈍化させている要因にもなっている。